

# 令和5年第4回安平町議会定例会会議録（第1号）

令和5年6月21日（水曜日）午前10時00分開会

1 招集年月日 令和5年6月21日（水曜日）

2 招集の場所 安平町議会議場

3 出席議員（11名）

議席番号

1番 工藤 秀一	2番 米川 恵美子	3番 小笠原 直治
4番 鳥越 真由美	6番 工藤 隆男	7番 三浦 恵美子
8番 箱崎 英輔	9番 内藤 圭子	10番 高山 正人
11番 梅森 敬仁	12番 多田 政拓	

4 欠席議員 5番 田村 興文

5 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者

町長 及川 秀一郎 教育委員会教育長 種田 直章  
代表監査委員 小川 誠一

6 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副町長 田中 一省	理事・総務課長 木林 直樹
総務課参事 池田 恵司	政策推進課長 渡邊 匡人
政策推進課参事 山口 崇	税務住民課長 下出 佳史
税務住民課参事 佐々木 智紀	産業振興課長 森池 和哉
建設課長 塩谷 慎嗣	建設課参事 伊藤 富美雄
健康福祉課長 阿部 充幸	健康福祉課参事 小坂橋 憲仁
水道課長 蟹谷 光宏	水道課参事 谷村 英俊
総合支所長 大窪 好己	商工観光課長 村上 純一

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教育次長 永桶 憲義 教育委員会参事 佐々木 英生

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 木林 一雄 課長補佐 石塚 一哉

○ 議事日程（第1号）

日程番号	議案番号	付議案件
日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		議長諸般事項報告
日程第3		会期の決定
日程第4	報告第1号	例月出納検査報告について
日程第5		行政報告
日程第6	報告第2号	令和4年度安平町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第7	報告第3号	令和4年度安平町一般会計事故繰越計算書の報告について
日程第8		一般質問
日程第9	諮問第1号	人権擁護委員の推薦について
日程第10	議案第1号	安平町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11	議案第2号	安平町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12	議案第3号	安平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13	議案第4号	安平町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14	議案第5号	安平町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案第6号	早来学園外構工事請負契約の締結について
日程第16	議案第7号	ときわキャンプ場第2サイト造成工事請負変更契約の締結について
日程第17	議案第8号	財産の取得について
日程第18	議案第9号	財産の処分について
日程第19	議案第10号	令和5年度安平町一般会計補正予算（第2号）について
日程第20	議案第11号	令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第21	議案第12号	令和5年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第22	議案第13号	令和5年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第23	議案第 14 号	令和5年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
日程第24	意見案第 1 号	2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書(案)について
日程第25	意見案第 2 号	地方財政の充実強化に関する意見書(案)について
日程第26	意見案第 3 号	LGBTQに関する差別を解消し、人権を守る法整備を求める意見書(案)について
日程第27	意見案第 4 号	適格請求書等保存方式(インボイス制度)の延期・見直しを求める意見書(案)について
日程第28		議員派遣の件について
日程第29		総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第30		経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第31		議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について

○ 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名 ～ 日程第 8 一般質問

○ 会議録署名議員

議長は、本定例会の会議録署名議員に次の2人を指名した。

2 番	米 川 恵美子
10 番	高 山 正 人

## 会 議 の 顛 末

### ◎ 議長あいさつ

[議長起立]

○議長（多田政拓君） おはようございます。開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。3月定例会以降気候の推移も順調に進んでいます。基幹産業であります農業の方の作業も順調に進んでいると推察をさせていただきます。一番大変な時期ひと段落を迎えているのかなと考えていますが、町内に目を向けますと各地区で私の記憶では昭和の50年代後半、60年代にかけて住宅が大変建った時期がありました。その時期に匹敵するような新築住宅の建設が進んでいるように感じています。町内に経済的な効果を、非常に大きな効果を及ぼしているのではないかなと推察させていただきますとともに、ご承知のように千歳市に來ます大型プロジェクトの影響もありまして、行政各々の対応それから民間の方の関心事も大変大きくなっていますので、今議会においてもそのようなことの報告があらうかと思しますので皆様方の慎重な審議、それから丁寧な説明と質疑を行っていただきたいと思ひます。開会にあたり一言ご挨拶をさせていただきます。尚、6月定例会からクールビズとなります。暑い場合は上着を脱いで体調管理をしていただくようお願いいたします。

会議の前にご報告します。5番田村議員より欠席の届け出がありましたので報告します。また、説明員の税務住民課佐々木参事が環境省の來町対応のため午前欠席する旨連絡がありましたのでご報告します。それでは開会します。

---

[開会・開議 午前10時00分]

### ◎ 開会・開議宣告、議事日程の報告

○議長（多田政拓君） 只今の出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、只今から令和5年第4回安平町議会定例会を開会致します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

---

◎ 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（多田政拓君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により

2番 米 川 恵美子 議員  
10番 高 山 正 人 議員 を指名致します。

---

◎ 日程第 2 議長諸般事項報告（委員会報告含む）

○議長（多田政拓君） 日程第 2、議長諸般事項報告を行います。

本年 3 月定例会以降における議長の諸般事項報告は、既にお手元に配布のとおりでありますので説明を省略させていただきます。

また、令和 4 年度の予算で実施したはやきた子ども園の床の工事に対しまず住民監査請求がありました。監査委員からの意見も付いていますが棄却ということで監査の結果が報告されていますので、住民監査請求の結果は写しの配布をもちまして報告済みとします。

次に議会運営委員長から閉会中に行われた所掌事務調査の報告の申し出がありますのでこれを許します。

〔高山議会運営委員長挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山委員長。

○議会運営委員長（高山正人君） はい。私の方から報告させていただきます。

それでは閉会中に開催されました議会運営委員会の所掌事務調査 2 件について報告しますので報告書をご覧ください。1 件目は、  
「資料朗読」

令和 5 年 3 月 22 日

安平町議会議長 多田 政拓 様

議会運営委員会  
委員長 高山 正人

## 所 掌 事 務 調 査 報 告 書

本委員会は、閉会中所掌事務調査のため委員会を開催したので、安平町議会会議規則第76条の規定により報告します。

### 記

#### 1 調査目的 所掌事務調査

##### (1) 事 件

令和5年第2回安平町議会定例会（議事運営）の反省について

(2) 日 時 令和5年3月15日（水）16時55分～17時15分

(3) 場 所 安平町総合庁舎 議長室

(4) 出席委員 高山委員長、内藤副委員長、工藤隆委員、梅森委員

(5) 委員外 多田議長

(6) 欠席委員 田村委員

(7) 事務局 木林事務局長、石塚課長補佐

##### (8) 結 果

第2回定例会において大きな問題点はなく、予算審議を含めより良い議会の進め方について意見交換し終了しました。

以上

2件目は、

令和5年6月15日

安平町議会議長 多田 政拓 様

## 所掌事務調査報告書

本委員会は、閉会中所掌事務調査のため委員会を開催したので、安平町議会会議規則第76条の規定により報告します。

### 記

- 1 調査目的 所掌事務調査
- (1) 事 件 令和5年第4回安平町議会定例会の議事運営について
- (2) 日 時 令和5年6月14日（水）9時54分～11時35分
- (3) 場 所 安平町総合庁舎 議員控室
- (4) 出席委員 高山委員長、内藤副委員長、工藤隆男委員、梅森委員
- (5) 欠席委員 田村委員
- (6) 委員外 多田議長
- (7) 説明員 田中副町長
- (8) 事務局 木林事務局長、石塚課長補佐
- (9) 結 果 令和5年第4回安平町議会定例会の招集に伴い本委員会を開催し、田中副町長から今定例会提出案件の概要について説明を受けた後、議会提出案件及び審議の方法、議会におけるマスク着用など議会運営のための所要の協議を行い委員会を終了しました。  
協議の内容については別紙のとおりです。

### 別 紙

議会運営委員会協議決定（確認）事項

## 1 付議案件等

### (1) 町長提出案件 17件

①報告案件 2件（令和4年度一般会計繰越明許費繰越計算書の報告及び事故繰越計算書の報告）

②人事案件 1件（人権擁護委員の推薦に伴う諮問1件）

③条例改正 5件

○一部改正 5件（①子ども医療費の助成に関する条例の一部改正、②子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部改正、③特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正、④家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、⑤放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

④補正予算案 5件（一般会計、国保及び後期高齢、介護保険、公共下水道）

⑤その他案件 4件（工事請負契約の締結、工事請負変更契約の締結、財産の取得（スクールバス）、財産の処分（町有地））

### (2) 議会提出案件について 9件

①報告案件 1件（例月出納検査報告）

②意見書案 4件

③その他議決を要するもの 4件（議員派遣の件、各委員会閉会中の継続調査申し出3件）

## 2 会期について

会期は6月21日(水)から22日(木)までの2日間とし、23日(金)を予備日とすることに決定しました。

## 3 議事日程について

本委員会開催までに議員発議による意見書案の提出が4件あったので、その日程を追加するとともに、議会開催日前まで追加の議案や意見書等の提出があれば、議長と協議のうえその件数を追加した議事日程を開会当日に配布し議事を進めることに決查定しました。

## 4 一般質問について

8名の議員から15件の通告がありました。

1議員 質問・答弁を合わせて1時間の時間制限があるので、通告内容を逸脱せず、質問・答弁とも簡潔に、制限時間の中で通告したすべての質問を行うものとし、制限時間直前に質問した結果、答弁の最中に1時間を超えるということがないようにお願いします。



## 5 人権擁護委員の推薦に伴う諮問について

人権擁護委員の推薦に伴う諮問については、提案説明を受け質疑を行った後、先例により暫時休憩を取り議員控室において全議員による意見調整を行い、その結果に基づく答申書を作成・配布した後、会議を再開し討論を省略して、採決を行うことに決定しました。

## 6 会期中における新型コロナウイルス感染症対策について

マスクの着用は個人の判断に委ねるなど別紙のとおり決定しましたのでご理解とご協力をお願いします。

## 7 その他

### (1) クールビズの実施について

例年同様6月議会からクールビズとなります。ノーネクタイなど原則として軽装で差し支えないものと決定しました。

### (2) 町民からの投書の対応について

令和4年8月1日に開催した議会運営委員会の所掌事務調査について、令和4年9月定例会で調査結果を報告したところ、その報告内容に問題があると町民から投書があり回答を求められておりますが、報告内容及び委員の発言に問題はありませんし、これまでの間、議会運営委員長及び議長がそれぞれ面談し投書をされた方に対し説明しておりますので、議会運営委員会から回答は出さないこととし、その旨を本人に報告することに決定しました。

以上

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。次に各一部事務組合議会の報告についてを関係議員より報告願います。初めに安平・厚真行政事務組合議会の報告をお願いします。

〔米川安平・厚真行政事務組合議会議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○安平・厚真行政事務組合議会議員（米川恵美子君） 安平・厚真行政事務組合議会議長米川です。ご報告致します。

令和5年4月24日

安平町議会議長 多田 政拓 様

安平・厚真行政事務組合議会議員 米川 恵美子  
同 内藤 圭子

## 安平・厚真行政事務組合議会報告書

過日開催された安平・厚真行政事務組合議会定例会に出席したので、次のとおり議会の概要を報告します。

### 記

- 1 会議名 令和5年第1回安平・厚真行政事務組合議会定例会
- 2 開催日 令和5年3月3日（金）午後1時30分
- 3 開催場所 安平町総合庁舎議員控室
- 4 経過 議長の開会・開議宣告の後、議事日程に従って議事が進められ、令和5年度組合行政執行方針を行い、その後、発議1件、議案7件について審議を行いました。
- 5 付議事件及び審議結果
  - (1) 発議第1号 安平・厚真行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてについて **原案可決**  
※個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度については、法において全国的な共通ルールを規定することとなったが、地方議会は法の適用除外となるため、組合議会独自の個人情報保護制度を設けるもの。
  - (2) 議案第1号 安平・厚真行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてについて **原案可決**  
※デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が一部改正され、官民における個人情報保護制度が一本化されることに伴い、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるもの。

(3) 議案第2号 安平・厚真行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決

※個人情報の保護に関する法律が一部改正されたことに伴い、審査会への諮問事項の追加及び調査審議の手続きに係る規定を改正するもの。

(4) 議案第3号 安平・厚真行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決

※有料指定ごみ袋に生ごみ用の5リットルサイズの袋を新たに導入することからごみ処理手数料を新設するもの。また、「粗大ごみ」の名称を「大型ごみ」に改正するもの。

(5) 議案第4号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について 原案可決

※地方公務員の定年を上げる地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年年齢を引き上げるなど関係条例の整備を行うもの。

(6) 議案第5号 安平・厚真行政事務組合職員等の旅費に関する条例及び安平・厚真行政事務組合議会議員の議員報酬及び特別職の職員で非常勤のものに対する報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決

※社会情勢の変化に応じた旅費制度の運用を図り、車賃の額を見直し改定するもの。

(7) 議案第6号 令和4年度安平・厚真行政事務組合会計補正予算(第5号)について 原案可決

※今回の補正は、施設整備基金繰入金の決定により、歳入歳出予算の総額からそれぞれ103万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億6128万2千円とするもの。

歳出補正は塵芥処理場費の修繕料103万5千円を減額するもので、歳入は施設整備基金繰入金103万5千円を減額するもの。

(8) 議案第7号 令和5年度安平・厚真行政事務組合会計予算について 原案可決

※令和5年度予算は、対前年度比100.8%、201万2千円増の総額2億6,749万4千円とするもの。

歳出の款ごとの主な増減額の内容は、1款 議会費は車賃の改正により費用弁償6千円の増、2款 総務費は定期昇給及び組合例規の全見直しなどにより

70万8千円の増、3款 衛生費は、資源物用有料ごみ袋の見直しなどによる減額と働き方改革に伴うごみ収集運搬業務等の見直しによる増額などにより16万4千円の増、4款 公債費は、管理棟施設改修事業に伴う元金の償還開始により113万4千円の増、5款 予備費は前年同額。

歳入は、1款 分担金及び負担金は171万8千円の減額（安平町112万8千円の減額、厚真町59万円の減額）、2款 使用料及び手数料は、資源物用有料ごみ袋の減が見込まれるなど82万9千円の減額、3款 財産収入は、鉄くずやアルミ缶の単価アップが見込まれるため37万7千円の増額、4款 繰入金は場内整備工事費の財源として441万2千円を増額し、5款 繰越金は科目設定、6款 諸収入は容器包装リサイクル協会からの配当金の減が見込まれるため23万円を減額した。

一件目は以上です。

○議長（多田政拓君） 続けてお願いします。

○安平・厚真行政事務組合議会議員（米川恵美子君） 続けて2件目をご報告します。

令和5年5月30日

安平町議会議長 多田 政拓 様

安平・厚真行政事務組合議会議員 米川 恵美子  
同 内藤 圭子

### 安平・厚真行政事務組合議会報告書

過日開催された安平・厚真行政事務組合議会臨時会に出席したので、次のとおり議会の概要を報告します。

#### 記

- 1 会議名 令和5年第2回安平・厚真行政事務組合議会臨時会
- 2 開催日 令和5年5月30日（火）午前9時52分
- 3 開催場所 安平町総合庁舎議員控室

4 経 過 議長の開会・開議宣告の後、厚真町議会議員の改選があり、本組合議員が選出されたので議席の指定、会議録署名議員の指名を行い、副議長選挙の後、議案1件について審議を行いました。

5 付議事件及び審議結果

(1) 選挙第1号 安平・厚真行政事務組合議会副議長の選挙について

当 選

※指名推選により菅原文子氏（厚真町議会議員）を副議長に選出しました。

(2) 議案第1号 安平・厚真行政事務組合監査委員の選任の同意について

同意可決

※議会議員から選出される監査委員に、寺坂康生氏の選任に同意しました。

○安平・厚真行政事務組合議会議員（米川恵美子君） 以上です。

○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。次に胆振東部消防組合議会の報告をお願いします。

〔工藤秀一胆振東部消防組合議会議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤秀一議員。

○胆振東部消防組合議会議員（工藤秀一君） はい。胆振東部消防組合議会について報告致します。

「資料朗読」

令和5年4月24日

安平町議会議長 多田 政拓 様

胆振東部消防組合議会議員 工藤 秀一  
同 箱崎 英輔

## 胆 振 東 部 消 防 組 合 議 会 報 告 書

過日開催された胆振東部消防組合議会定例会に出席したので、次のとおり議会の概要を報告します。

記

- 1 会議名 令和5年第1回胆振東部消防組合議会定例会
- 2 開催日 令和5年3月23日(木)午前10時
- 3 開催場所 厚真消防団 分団詰所(1階会議室)
- 4 経過 議長の開会・開議宣告の後、議事日程に従って議事が進められ、行政報告及び施政方針行い、その後、同意1件、承認1件、議案7件、報告1件について審議を行いました。

5 付議事件及び審議結果

- (1) 同意第1号 胆振東部消防組合監査委員の選任について

原案同意

※胆振東部消防組合監査委員に佐藤 公博氏(厚真町監査委員)が、選任されました。

- (2) 承認第1号 専決処分(令和4年度胆振東部消防組合補正予算(第5号))の承認について

原案承認

※厚真支署上厚真分遣所配備の大型水槽車の変速機に異常が見つかり早急に修繕を行うため、修繕料265万4千円を増額補正したものの。

- (3) 議案第1号 令和4年度胆振東部消防組合補正予算(第6号)について

原案可決

※今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,507万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を11億4,479万3千円とするもの。

歳出補正の主な内容は、監査委員経費及び消防団の報酬等の確定に伴う減額、各種委託料及び工事請負費等の執行残の減額、その他事業確定による執行残の減額を行なうもの。

歳入の主な補正については、執行残の整理に伴う各町分担金等の減額を行うもの。

- (4) 議案第2号 胆振東部消防組合情報公開条例の制定について

原案可決

※組合が保有する情報を開示するにあたり必要な事項を定めるため条例を制定するもの。

- (5) 議案第3号 胆振東部消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

原案可決

※情報公開条例及び個人情報の保護に関する法律に基づき管理者の附属機関を設置するもの。

- (6) 議案第4号 胆振東部消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について 原案可決

※個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度については、法において全国的な共通ルールを規定することとなったが、地方議会は法の適用除外となるため、組合議会独自の個人情報保護制度を設けるもの。

- (7) 議案第5号 胆振東部消防組合個人情報保護法施行条例の制定について 原案可決

※個人情報の保護に関する法律が一部改正され、官民における個人情報保護制度が一本化されることに伴い、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるもの。

- (8) 議案第6号 胆振東部消防組合の議会議員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について 原案可決

※近年の非常勤公職者の担い手不足を解消するため、また、構成町の水準まで報酬を引き上げ適切な処遇の改善を図り業務の質の向上を図るもの。

- (9) 議案第7号 令和5年度胆振東部消防組合予算について

原案可決

※令和5年度予算は、対前年度比107.2%、9,277万3千円増の総額13億8,094万4千円とするもの。

歳出、1款 議会費と2款 監査委員費は、報酬額の改正によりそれぞれ40万9千と5万5千円を増額、3款 消防費は、消防本部・厚真支署庁舎整備の地質調査及び建設工事の基本設計費等を計上し、車両では大型化学高所放水車（厚真）及び高規格救急自動車（穂別）などの購入により1億1,774万1千円を増額。4款 公債費は、厚真支署の元金及び一時借入金の子償還金等で2,766万8千円の減額、5款 予備費は前年同額。

なお、令和5年度の各組合構成町の分担金は次のとおり。

○令和5年度構成町分担金

(単位：千円)

年度 構成町	令和4年度	令和5年度	増減	対比
安平町	331,452	317,992	△13,460	△4.1%
厚真町	297,267	307,182	9,915	3.3%
むかわ町	453,633	446,216	△7,417	△1.6%

計	1,082,352	1,071,390	△10,962	△1.0%
---	-----------	-----------	---------	-------

○令和5年消防施設費（安平消防施設費分）

油圧救助資器材購入 1,255万7千円

防火服購入 923万7千円など

- (10) 報告第1号 現金出納例月検査の結果報告について 報告済  
 ※ 監査委員から2月28日に実施した令和4年度11～1月分の現金出納例月検査の結果報告があり、その写しの配付をもって議会への報告としたもの。

引き続き、

令和5年5月30日

安平町議会議長 多田 政拓 様

胆振東部消防組合議会議員 工藤 秀一  
 同 箱崎 英輔

### 胆 振 東 部 消 防 組 合 議 会 報 告 書

過日開催された胆振東部消防組合議会臨時会に出席したので、次のとおり議会の概要を報告します。

#### 記

- 1 会議名 令和5年第1回胆振東部消防組合議会臨時会
- 2 開催日 令和5年5月19日（金）午前10時00分開議
- 3 開催場所 厚真消防団 分団詰所（1階会議室）
- 4 経過 厚真町議会議員の改選により議長不在のため、議長選挙までの間、副議長が議長の職務を行い、諸般の手続きを終えた後、議長の選挙を行い、その後、議案1件について審議を行いました。
- 5 付議事件及び審議結果

(1) 選挙第1号 胆振東部消防組合議会議長の選挙について

当 選

※<sup>あきなが</sup>秋永 <sup>とおる</sup>徹氏（厚真町議会議員）を議長に選出しました。



(2) 議案第1号 財産の取得について（大型化学高所放水車）

原案可決

※指名競争入札により、大型化学高所放水車を取得し、消防署厚真支署上厚真

ぶんけんしょ  
分遣所に配置するため議会の議決を得るもの。

○胆振東部消防組合議会議員（工藤秀一君） 以上です。

○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。次に胆振東部日高西部衛生組合議会の報告をお願いします。

〔鳥越胆振東部日高西部衛生組合議会議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○胆振東部日高西部衛生組合議会議員（鳥越真由美君） 2件の報告を致します。

「資料朗読」

令和5年4月24日

安平町議会議長 多田 政拓 様

胆振東部日高西部衛生組合議会議員 鳥越 真由美  
同 三浦 恵美子

胆振東部日高西部衛生組合議会報告書

過日開催された胆振東部日高西部衛生組合議会定例会に出席したので、次のとおり議会の概要を報告します。

記

- 1 会議名 令和5年第1回胆振東部日高西部衛生組合議会定例会
- 2 開催日 令和5年3月24日（金）午前10時30分
- 3 開催場所 むかわ町産業会館
- 4 経過 議長の開会・開議宣告の後、議事日程に従って議事が進められ、議案4件、発議2件について審議を行いました。
- 5 付議事件及び審議結果

(1) 議案第1号 胆振東部日高西部衛生組合個人情報保護法施行条例案

原案可決

※個人情報の保護に関する法律が一部改正されたことに伴い、その施行に関し必要な事項を定め、条例を制定するもの。

(2) 議案第2号 胆振東部日高西部衛生組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案

原案可決

※地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年等に関し必要な事項を定めるもの。

(3) 議案第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

原案可決

※地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年等に関し、関係する条例について、所要の改正を行うもの。

(4) 議案第4号 令和5年度胆振東部日高西部衛生組合一般会計予算

原案可決

※令和5年度予算は、歳入歳出予算の総額を1億9,182万7千円と定めるとともに、一時借入金の最高額を1,500万円とするもの。

なお、各構成町の負担金は次のとおり

○令和5年度構成町負担金

(単位：千円)

年度 構成町	令和4年度	令和5年度	増減	対比
安平町	19,480	20,325	845	4.3%
厚真町	14,288	14,376	88	0.6%
むかわ町	21,152	21,626	474	2.2%
日高町	24,983	25,418	435	1.7%
平取町	25,314	26,172	858	3.4%
計	105,217	107,917	2,700	2.6%

(5) 発議第1号 胆振東部日高西部衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例案

原案可決

※個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するもの。

(6) 発議第2号 胆振東部日高西部衛生組合議会傍聴規則の一部を改正する

規則案  
※「標準」町村議会会議規則の一部が改正されていたことから所要の改正を行うもの。

原案可決

引き続き2件目の報告をします。

令和5年5月30日

安平町議会議長 多田 政拓 様

胆振東部日高西部衛生組合議会議員 鳥越 真由美  
同 三浦 恵美子

### 胆振東部日高西部衛生組合議会報告書

過日開催された胆振東部日高西部衛生組合議会臨時会に出席したので、次のおり議会の概要を報告します。

#### 記

- 1 会議名 令和5年第1回胆振東部日高西部衛生組合議会臨時会
- 2 開催日 令和5年5月26日（金）午前9時50分
- 3 開催場所 むかわ町産業会館 第1研修室
- 4 経過 議長の開会・開議宣告の後、会議録署名議員の指名を行い、臨時会の会期を1日限りと決定し、同意案件1件について審議を行いました。
- 5 付議事件及び審議結果
  - (1) 同意第1号 胆振東部日高西部衛生組合監査委員の選任につき同意を求める件

同意可決

※統一地方選挙により議会選任の監査委員が改選となったことに伴い監査委員の選任同意を求めるもの。監査委員として平取町議会議員 ちばよしのり 千葉良則氏が選任同意された。

以上

- 胆振東部日高西部衛生組合議会議員（鳥越真由美君） 以上です。  
○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。以上で諸般事項の報告を終わります。
- 

◎ 日程第3 会期の決定

- 議長（多田政拓君） 日程第3、会期の決定を議題と致します。  
お諮り致します。本定例会の会期は、議会運営副委員長報告のとおり6月21日と22日までの2日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は6月21日、22日の2日間に決定致します。尚、議会運営委員長報告のとおり6月23日を予備日と致します。
- 

◎ 日程第4 報告第1号

- 議長（多田政拓君） 日程第4、報告第1号例月出納検査報告については、お手元に配付のとおりでありますので、これをもって報告済みと致します。
- 

◎ 日程第5 行政報告

- 議長（多田政拓君） 日程第5行政報告を行います。町長から発言の申し出がありますのでこれを許可します。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） おはようございます。令和5年第4回安平町議会定例会にご参集の議員の皆様大変ご苦勞様です。また、傍聴席にお越しいただいた皆様、あびらチャンネルを通じて議会中継をご覧いただいています町民の皆様、2日間どうぞよろしく申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が5月8日に5類に移行され、マスク着用についても自己判断となるなど屋外では多くの方がマスクをしない姿を見かけるようになり、各種団体の総会や懇親会などもほぼコロナ禍前に戻りつつあります。こうしたことから4年ぶりに2日間の日程、これは7月1日2日にかけてあびら夏うまかまつり開催に向け、実行委員会で現在準備を進めているところであり、昨日の広報配布に合わせたチラシを配布させていただきましたが、3つのウマに掛けたメロン早食い競争や焼き肉などの旨い食べ物。馬産地の馬に掛けたポニーサイクルグランプリ。そして芸能の上手いに掛けた歌謡ショーなどといったアトラクションとともに初夏の夜空に大輪の花火をご家族、ご友人でご覧いただければと思っています。尚、今年は昨年と違い、町外からも多くの方にご来場いただくお祭りとしていまして、町広報折り込みチラシ、町のホームページ、SNSなど情報発信しておりますので詳細についてはご確認をいただきたいと思います。また、JR列車を利用して早来駅に来られた方に対してJR利用促進の一環でお祭りの出店で利用できる商品券1000円分を町内外問わず先着250名分を用意していますのでご活用いただければと思います。

5月に見頃となり多くの観光客で賑わいました菜の花畑ですが、5月27日、28日に実施した菜の花散歩の期間中の道の駅あびらD51ステーションの集客はこの2日間で1.4万人。5月20日から5月31日までの12日間では5万人を超える来場者とお聞きしています。菜の花会をはじめご協力いただきました農家さんや関係者の皆様に対してこの場をお借りして感謝を申し上げたいと思います。

更に6月11日に道の駅で開催されましたJR貨物鉄道フェスティバルについては昨年に引き続き2回目の開催となりましたが、ジオラマ展に加え保全のお仕事体験や貨物、おみくじ、コンテナ実物展示など、思考を凝らした企画展示に多くの親子連れが参加されており、JR貨物やJRの利用促進にも繋がるとても有意義な企画イベントだったと思っています。

それでは早速ですが令和5年第3回安平町臨時議会以降の行政事項、当日配布しました1件を加えた6件についてご報告申し上げさせていただきます。

まず1件目ですが、安平町行政改革プラン2022の改定についてです。本格的な人口減少社会の到来により、町の将来に与える様々な影響や多様化する町民ニーズへの対応に加え、デジタル化や脱炭素化、生活様式の多様化への

対応などといった時代の潮流が取り巻く中、安平町の将来を見据えた住民サービスの最適化を目指すため安平町行政改革プラン2022を昨年8月に策定したところでありますが、計画書中今後の財政見通しについて安平町後期財政計画」と整合を図るとともに、職員数の推移を第4次安平町職員定員管理計画に合わせるため、別添のとおり計画書を見直し、改定しましたことをご報告致します。

2件目ですが北海道安平町と台南市安平区の友好交流協定の締結についてです。北海道安平町と台湾台南市安平区は、どちらも安平という名前を有し、それぞれ地域における重要な歴史文化財の保存や地名表記の共通点が多く、こうした双方の持つ様々な共通点を通じ両地が絆を深め、文化、教育、経済など幅広い分野において相互利益と友好関係を築くことを目的に令和5年4月27日に友好交流協定を締結しましたことをご報告致します。これまで安平町とは平成30年1月5日に北海道台湾会、台湾留学生との交流事業をスタートに台湾との友好交流を目指し取り組みを進めてきましたが、北海道胆振東部地震や新型コロナウイルスの世界的な広がりなどもありつつも緩やかではありますが交流を継続していたこともあり、この度、台北駐日経済文化代表処並びに札幌分処のご協力もいただき友好交流協定締結に至ったところであり、今後はこの協定に基づき双方の持つ様々な共通点を通じて文化、教育、観光、産業など幅広い分野において主要5項目の内容を中心に交流を深めて両地を活性化させていく予定となっております。以上、北海道安平町と台湾台南市安平区の友好交流協定の締結についてご報告致します。

次3件目は町税等高額滞納案件の整理についてです。早来北進地区にありましたゴルフ場関連事業者による高額滞納案件につきまして、平成24年度から令和4年度分までの11年分にかかる町税等の滞納額81,487,140円が令和5年5月31日に全て入金され、滞納整理となりましたのでご報告致します。この事業者は平成3年に事業を開始され営業されてきましたが、営業不振により平成24年度以降休業状態となっております。その後、営業再開を試みたものの再開には至らず今日まで至ったところです。令和4年になってからこの場所を活用し太陽光発電事業を行いたいという事業者からの申し出があり令和5年に用地購入に繋がりました。その売代金により全額納付となったところです。今後は再生可能なクリーンエネルギーの導入拡大に向けての取り組みが進められるものであり、町としても再生可能エネルギー導入、温室効果ガスの排出削減に繋がると期待を寄せているところです。また、この敷地内にある建物については現所有者から町に対して寄付の申し出がありましたが、議会全員協議会での議論を踏まえ受け取らないこととしたところです。以上、町税等高額滞納案件の整理についてご報告致します。

続きまして4件目です。オーガニックビレッジ宣言についてです。令和3年5月に国が新たに打ち出した「みどりの食糧システム戦略」において2050年までの目標として様々な指標が示されましたが、そのうち環境保全に関す

る指標として化学農薬使用量の低減、化学肥料使用料の低減、耕地面積に占める有機農業の割合の3つが掲げられ、その目標を達成するために各種支援制度が設けられました。その一つに2025年までに全国100市町村で有機農業に地域ぐるみで取り組む産地の創出を目標とした有機農業産地づくり推進事業があります。この動きを受けて令和4年2月に安平町有機農業推進協議会から本事業の実施に関する要望があったことから協議を行い、安平町農業再生協議会を実施主体として事業に応募し、令和4年度事業として北海道では唯一の採択を受けて令和5年3月に安平町有機農業実施計画が策定されました。この計画を策定する過程で出た様々な意見を踏まえた上で有機農業に代表される環境保全型農業に取り組む人たちの活動を支援し、この取り組みを安平町のまちづくりに活かしていくこととして令和5年4月3日にオーガニックビレッジ宣言を行ったところです。なお、この宣言を行うことは有機農業産地づくり推進事業を実施する条件となっているものであります。以上、オーガニックビレッジ宣言についてご報告致します。

続きまして5件目です。株式会社北海道畜産公社早来工場の事業拡大に伴う町有地の財産処分についてです。株式会社北海道畜産公社では早来工場における豚のと畜頭数及び加工頭数の増加に伴い、と畜・加工施設の整備や機械・設備の定期的な更新が必要であり既存施設の有効活用や老朽化施設の再配置が必要となっていることから、家畜衛生管理として敷地内の搬入・搬出経路の確保による防疫体制の強化を図り家畜伝染病等の拡大要因を減少させることが求められており、早来工場の既存敷地での増築等による対応が困難との判断により早来工場に隣接する町有地を取得したいとの要望がありました。土地の取得後は取得地が早来工場既存敷地より地盤が低いため取得地の埋立て、法面形成などの敷地整備を行い、早来工場の既存敷地には小動物係留所、枝肉冷蔵庫、加工室を増設し、取得した土地には浄化槽、食品工場、飼料工場など順次建設を行い、また防疫体制の強化を図るための搬入・搬出経路を整備し、更には事業拡大に伴い従業員も増えることから従業員駐車場の増設を行っていく計画となっており、北海道畜産公社は早来工場の事業拡大に関して事前に近隣住民を対象とした住民説明会を昨年9月に実施しております。安平町総合計画には食肉処理施設等を有する町として家畜伝染病の発生は脅威であり予防を中心とした防疫対策に取り組むとしていることから、今回の北海道畜産公社の防疫対策に対し協力していくことは必要なことであり、今回の事業拡大に伴い従業員が増え安平町の人口増や地域消費の拡大などが期待されるところです。本件の町有地の財産処分は安平町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の第3条に該当するため本定例議会に議案提出しているところです。以上、株式会社北海道畜産公社早来工場の事業拡大に伴う町有地の財産処分についてご報告致します。

最後6件目です。地域のデジタル化に関する包括連携協定の締結について

です。地方公共団体にとりまして現在のデジタル技術を最大限に活用することは行政サービスにおける町民の利便性の向上や業務の効率化が図られることで行政の人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが可能となるため、現在安平町デジタルトランスフォーメーション、DX推進計画の策定を進めているところですが、この計画を実効性の高いものとするためには専門知識の豊富な事業者の支援が必要となるため、株式会社電通北海道及び株式会社電通国際情報サービスと地域のデジタル化に関する包括連携協定を令和5年6月14日に締結しました。この包括連携協定の締結によりまして、地域のデジタル化や庁内のデジタル化、また官民のデータの利活用等に関して連携、協力して協働による活動を推進し、住民サービスの向上や地域の活性化などが図られることに期待をしているところです。以上、地域のデジタル化に関する包括連携協定の締結についてご報告致しました。

以上、行政報告6件を申し上げさせていただきました。

次に先に本定例会に私どもの方からご提案をさせていただいております案件についてご説明を申し上げます。先ほど高山議会運営委員長様からもご報告ありましたとおり、私の方のご説明で代えさせていただくというご報告がありましたとおり、報告案件2件、人事案件1件、条例案件5件で、その内訳は条例の一部改正が5件となっています。更に補正予算案件が5件、その他案件として工事請負契約の締結が2件、財産の取得が1件、財産の処分が1件の総計17件についてご提案をさせていただいているところです。

最初に報告案件2件ですが、令和4年度安平町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。もう1件は令和4年度安平町一般会計事故繰越計算書の報告についての2件です。

次に人事案件1件ですが、人権擁護委員の推薦についてです。こちらは任期満了に伴う人権擁護委員として小野寺捷氏を推薦したいので人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるため提出するものです。

次に条例案件5件ですが、1件目は安平町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。これは安心して子どもを産み育てることができる、子どもにやさしいまちづくりを推進するためこの条例の制定について提案するものです。

次に2件目です。安平町子どものための教育、保育給付にかかる利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。こちらは利用者負担の給付単価限度の変更に伴う利用者負担額の変更について必要な事項を定めるためこの条例の制定について提案するものです。

3件目です。安平町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。こちらは特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴う変更について必要な事項を定めるため、こ



の条例の制定について提案するものです。

次に4件目です。安平町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。こちらは家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令が施行されたことに伴う変更等について必要な事項を定めるため、この条例の制定について提案するものです。

5件目です。安平町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。こちらは放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令が施行されたことに伴う変更等について必要な事項を定めるため、この条例の制定について提案するものです。

次に補正予算案件5件ですが1件目、令和5年度安平町一般会計補正予算（第2号）についてです。歳入歳出それぞれ1億6683万4000円を追加し、歳入歳出総額85億4904万8000円とするものです。

2件目。令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてです。こちらは歳入歳出それぞれ1338万5000円を追加し、歳入歳出総額9億405万6000円とするものです。

次に3件目。令和5年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてです。こちらは歳入歳出それぞれ106万5000円を追加し、歳入歳出総額1億5155万6000円とするものです。

次に4件目です。令和5年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について。初めに保険事業勘定です。歳入歳出それぞれ1億6130万を追加し、歳入歳出総額11億1759万円とするものです。次に介護サービス事業勘定ですが、歳入歳出それぞれ267万6000円を追加し、歳入歳出総額861万2000円とするものです。

最後5件目です。令和5年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてです。歳入歳出それぞれ689万4000円を追加し、歳入歳出総額7億9783万7000円とするものです。

その他の案件4件ですが、1件目。早来学園外構工事請負契約の締結について。こちらは早来学園外構工事請負契約を締結するため地方自治法第96条第1項第5号及び安平町議会の議決に附すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案するものです。

次に2件目です。ときわキャンプ場第2サイト造成工事請負変更契約の締結についてです。こちらはときわキャンプ場第2サイト造成工事請負変更契約を締結するため地方自治法第96条第1項第5号及び安平町議会の議決に附すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案するものです。

3件目です。財産の取得について。こちら安平町スクールバスの購入事業です。こちら財産の取得をするため地方自治法第96条第1項第8号及び安

平町議会の議決に附すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により提案するものです。

最後4件目です。財産の処分についてです。こちらは先ほど行政報告をしました株式会社北海道畜産公社への土地売却に関する財産の処分をするため、地方自治法第96条第1項第8号及び安平町議会の議決に附すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により提案するものです。

これら提案事項の具体的な内容等については、それぞれ上程されました段階で副町長または担当課長、担当参事等から詳しく説明を申し上げます。

以上、私どもの方から提案しました案件を説明させていただきましたので、ご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。また、事務的な事項に関しては別添事務報告をご参照願います。補足説明することは特にありませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（多田政拓君） ご苦勞様です。町長の行政報告が終わりましたが、行政報告に対して質疑があれば1議員1回に限り内容確認程度の質疑を認めます。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければこれで行政報告を終わります。

---

◎ 日程第6 報告第2号

○議長（多田政拓君） 日程第6、報告第2号令和4年度安平町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。説明を求めます。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 報告第2号朗読

報告第2号

令和4年度安平町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和4年度安平町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和5年6月21日提出

安平町長 及 川 秀一郎

裏面の令和4年度安平町繰越明許費繰越計算書をご覧ください。本繰越書に記載の事業については、いずれも年度内の事業完了が困難なことから令和4年度安平町一般会計補正予算第11号、第12号、第13号、第14号において地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費として議決いただいたものです。

まず1行目の4款1項新型コロナウイルスワクチン接種対策事業については、臨時交付金の交付決定を3月10日に受けたことから専決処分にて補正予算計上し翌年度に繰り越すものです。事業の概要については新型コロナウイルスワクチン接種対策確保事業としてオミクロン株2回目の接種事業を行うものです。

次に2行目、6款1項農地利用効率化等支援交付金事業については農地利用効率化等支援交付金として令和5年2月28日に北海道より追加配分の通知を受け申請を行い交付決定が3月までずれ込み、その後補正予算計上したものの年度内の完了が困難なため繰越事業として実施するものです。事業の概要については農業者が導入する機械購入費の補助を行うものです。

次に3行目、6款1項農地耕作条件改善事業については令和4年11月24日に北海道より追加配分の通知を受け申請を行い交付決定が12月16日までずれ込み、その後補正予算計上したものの年度内の完了が困難なため繰越事業として実施するものです。事業概要については畑地における暗渠排水の基盤整備事業を行うもので、農地耕作条件改善事業の調査設計及び工事を行うものです。

次に4行目の8款2項町道整備事業については遠浅酪農2号線改良舗装事業において令和4年度国土交通省関係第2次補正予算に伴う令和5年度予算の前倒しについてとりまとめが10月6日にあり実施設計の一部を要望しました。その後交付決定通知及び補正予算措置が1月26日までずれ込み、年度内の完了が困難なため繰越事業として実施するものです。事業の概要については遠浅酪農2号線改良舗装事業の現況調査業務を行うものです。

次に5行目の8款4項集約都市形成支援事業については立地適正化計画策定業務における令和5年度国費の内示率が低い可能性があることから、令和4年度中の事業要望と合わせて財源措置に向けた相談を令和4年11月15日に北海道から受け申請を行い、補正予算計上し年度内の完了が困難なため繰越事業として実施するものです。事業の概要については都市再生特別措置法

に基づきコンパクトプラスネットワーク側の町の実現に向けた安平町アクションプランを策定するものです。

次に6行目の8款4項ときわキャンプ場整備事業については令和4年度の実施設計委託業務が新型コロナウイルス等の影響により完了が遅れたことから造成事業の年度内完了が困難なため繰越事業として実施するものです。事業の概要についてはときわキャンプ場の新しいエリアの拡張に伴う造成工事を行うものです。尚、翌年度繰越額については総額で9827万5000円。財源内訳については記載のとおりです。

以上、令和4年度安平町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。本件については以上で報告済みとします。

---

◎ 日程第7 報告第3号

○議長（多田政拓君） 日程第7、報告第3号令和4年度安平町一般会計事故繰越計算書の報告についてを議題とします。説明を求めます。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 報告第3号朗読

報告第3号

令和4年度安平町一般会計事故繰越計算書の報告について

令和4年度安平町一般会計事故繰越計算書について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和5年6月21日提出

安平町長 及 川 秀一郎

事故繰越とは年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のためその年度内に支出を終わらせなかったものを翌年度に繰り越すものです。裏面の令和4年度安平町事故繰越計算書をご覧ください。事故繰越計算書に記載のサーバー機器等更新事業については世界的な半導体不足と新型コロナウイルス感染拡大による生産体制への影響により、サーバー機器等に使用する電子部品が不足、機械製品の生産に遅れが生じたことから年度内の履行が困難となったものです。尚、翌年度繰越額については総額で1343万1000円、財源内訳については記載のとおりです。

以上、令和4年度安平町一般会計事故繰越計算書の報告とさせていただきます。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤秀一議員。どうぞ。

○1番（工藤秀一君） すみません、このサーバー機器の内容についての確認ですが、このサーバー機器の更新内容は老朽化なのか新規に更新していくのかの確認だけさせていただきたいと思います。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） このサーバーの内容ですが、現在使用しているサーバー全部で5つサーバーありまして、この更新の内容です。以上です。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。本件については以上で報告済みとします。

---

◎ 日程第 8 一般質問

○議長（多田政拓君） 日程第 8 一般質問を行います。確認のために申し上げます。一般質問は 1 議員質問と答弁を合わせて 1 時間以内の時間制限があります。また、議会運営副委員長から報告のとおり通告内容を逸脱せず簡潔に行うようお願いします。理事者側の答弁もそのようお願いします。尚、議場の前後に残時間を掲示していますので、時間内に質問及び答弁を終えるようお願いします。

それでは通告順に発言を許します。

【通告No.1 2番 米川 恵美子】

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 2番米川です。協働のまちづくりについて伺います。私は安平町まちづくり基本条例の案文づくりに関わり協働体制の重要性を訴えてきた者として質問します。（1）多様な主体と行政による協働のまちづくりをどのように推進していくのかを伺います。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） ご質問のありました多様な主体と行政による協働のまちづくりの推進については、本年 3 月に策定された第 2 次安平町総合計画後期基本計画の体系図をもとに申し上げますと、政策分野 2 人づくり・コミュニティの中で基本施策 2 として設定しているところですが、この施策の方向性については安平町まちづくり基本条例の理念に基づき自治の主役である町民や各種団体、NPO 法人と行政それぞれの役割を活かし、補完し、協力しながら地域課題を解決していくまちづくりを目指しますとしているところであり、こうした基本的な考え方に添えながら協働のまちづくりを推進していくこととしているところです。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） では次に移ります。地区別計画協働づくり事業とはどのような内容なのか伺います。地域協議体の設立及び地域プランの策定準備に対し交付金を交付するとは具体的に協議体の構成員の適格性や人数はどうなっているのか。またプラン策定後の実施者は誰で、期待するものは何か伺います。この質問は遠浅と安平の小学校の閉校により地域衰退を心配する声に応えるためにもしっかりと協働体制を作っていただきたいという思いで質問しています。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 事業内容についてご説明します。事業内容については安平や遠浅などの旧小学校等の範囲とした協働コミュニティ圏において複数の自治会やNPO法人、地元事業者等で構成する地域運営組織を設立し、その地域運営組織が地域での話し合いをもとに作成した協働実行プランに基づき取り組む事業に要する経費に対し1地区当たり500万円を交付する事業となっています。尚、この協働実行プランは3か年計画となっていることから1地区500万円掛ける3年間を交付することができることとしており、第1次プランが3年目に終了する時は第2次プランを新たに作成することで3年間を単位としたローリング方式による継続的な運用ができる制度となっています。

次に地域運営組織の適格性や人数などの対象要件については安平町地区別協働のまちづくり支援事業交付金交付要綱第2条において地域住民自らが主体となって地域住民や地元事業者等との話し合いのもと、役割分担を明確にしながら協働コミュニティ圏において生活サービスの提供などの地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に行う中心的な組織と定義してまいり、現在モデル地区として本年4月から事業が動き出している安平地区を例にして申し上げますと、安平第1自治会、安平第2自治会、安平第3自治会、瑞穂自治会、緑丘自治会に加えこれら5自治会で構成する安平地区連合自治会、そこに安平地区に事業所を置くNPO法人3団体、営農組織1団体などで構成する安平地区まちづくり協議会が地域運営組織を担っている形となっています。また、協働実行プラン策定後の実施者についてもこの安平地区まちづくり協議会が実施主体となり、地域で作成した協働実行プランに基づく各種取り組みの運営管理を行っているところです。

最後に期待される施策効果については、高齢化固定化が進んでいる自治体活動等をはじめとした地域のコミュニティ活動に対し、若者やNPO法人、地元事業者などの多様な主体が地域のニーズに沿った実効性と親和性を持った各種取り組みを柔軟に機動的に実践できる新しい枠組みをこの度の地区別

計画協働づくり事業を通じて地域に導入することで次世代に繋がる担い手育成確保や地域コミュニティの維持再生、地域活性化等といった持続可能な地域活動の発展に寄与していくことに期待しているところです。

〔米川議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 米川議員。
- 2番（米川恵美子君） 今のを聞いたら両地区の方々は多少安心したと思うのですが、具体的に今何か動き出していることはあるのでしょうか。

〔山口政策推進課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 政策推進課参事。
- 政策推進課参事（山口崇君） 先ほど例に申しあげました安平地区の例で言いますと、安平地区まちづくり協議会の設立にあたってはワークショップを6回ほどやりまして延べ76人の参加をもちながら協働実行プランを作成しているところです。その作成した中身の中では生活支援サービスであったり、地域交流活動であったり、もう一つは閉校活用プロジェクトと。こうした3本柱を軸に検討してプランを策定しているところです。今、直近としては閉校活用についてはボリュームがあるということで先進地視察の検討をしているところです。もう一つは安平地区で何か祭りをやってみようということがありまして、その開催に向けた検討を進めているところです。

〔及川町長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 町長どうぞ。
- 町長（及川秀一郎君） 概要的にはそのとおりです。こちらの学校の閉校に合わせた形で地域が衰退しないように、これは私の公約として昨年地区別計画を策定していくことを述べさせていただいています。特に生活支援の方でいきますと例えば安平公民館、こちらが拠点になりますので例えば住民交流、小さな困りごと相談の窓口だったり役場の手続きのサポート、また高齢者等のサロン活動であったり子どもの居場所づくり。これは今までも公民館としてあった役割ですがこういったところを地区別計画の中でより良くしていこうと。また交流活性化事業については、空き家等の活用の相談であったり、結婚の婚活イベント、また地域食堂がいんくる食堂ができあがりましてので、そういった農直活動との連携による実施だったり、また閉校活用プロジェクトは先ほど山口参事がお話した視察等も検討されているということです。その他運営管理事業ということも、例えば公的施設の状況であったり、維持管理であったり、そういったところも含めてこの地区別計画の中で整理



していくと。そしてそこに町が支援をして1年間500万円上限であります  
そういった財源的な支援もしていくという考え方になっています。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 公民館を主体的な場所として活用、それはよくわかり  
ましたけど。小学校についての活用方法についての方向性はまだ出ていない  
のでしょうか。

[山口政策推進課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 小学校の活用の方向性についても地域のワーク  
ショップをやりますと皆さん色々なアイデアがありまして、そうしたアイデ  
アは例えば宿泊施設に使うのはどうだとか高齢者の共同施設として活用す  
るのはどうだとか、あとは交流を呼ぶための水族館、そうしたものもどうか  
とか本当色んなアイデアをいただきました。これを役員会で揉んだところ、  
そのアイデアを地域の中で合意形成をしていくにはしっかり先進地に学ん  
で運営をどうやってしていくかの観点も必要なので、そうしたことをまず役  
員がしっかり先進地に行って勉強して、それを地域の方々と議論できるよう  
な準備をしていくことがまず大事だろうという話になりまして、現在先進地  
視察を役員を中心に検討していこうという方向性になっています。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 今の説明を聞いて両地区の方々は小学校が無くなって  
地域の衰退について町は何も心配もしていないというような、そんなこと  
にはならないっていう安心感を持ったのではないかなと思います。

次に移ります。（3）協働のまちづくりにおいて行政側と町民主体の活動  
団体との関係性をどのように考えているのかお伺いします。

[山口政策推進課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） お答えします。安平町の条例の中で最高規範に  
位置づけられ安平町の憲法的な存在となっている安平町まちづくり基本条  
例、第4章協働と連携強化に属する第20条で地域活動団体との連携を規定

しているところです。その逐条解説の中で安平町が目指すまちづくりには地域で活動している各種団体との連携とともに、そうした団体が新しい公共の役割の一部を担うことが不可欠であるとの考え方のもと、公共団体が担うことができないボランティア活動や社会貢献活動などについては地域で活動する福祉団体やNPO団体等といったテーマ型コミュニティ組織がその役割を担うことに期待する考え方が示されています。

また、これら団体が行う事業については町の活性化動きそのものであり、町として広域的活動やボランティア活動が安定して行われるようまちづくりを支援する交付金などの支援策を新たに設けるなど地域活動の事業の促進を図る必要があるとし、更に既存の団体や文化、スポーツサークルなどについても個々の団体、サークル活動が円滑に進むために必要となる支援を積極的に行っていく必要があるとした考え方が示されているところであり、町と町民主体の活動団体の関係性については、こうした基本的な考え方に基づきながら広域的な団体活動の支援に努めるものです。

[米川議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 米川議員。
- 2番（米川恵美子君） 次に移ります。行政側と社会福祉協議会の関係性はどのようになっているのか、内容を協議して実施主体を分けているのか伺います。

[小板橋健康福祉課参事挙手]

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。
- 健康福祉課参事（小板橋憲仁君） まず社会福祉協議会についてご説明します。いわゆる社協は、社会福祉法で地域福祉の推進を図ることを目的とする団体と位置付けられており、独立した組織であり、行政の執行機関ではなく民間の非営利団体ということになります。したがって、行政と社協は別の組織であり主従関係でもなく対等関係でもありませんが、共通した目的や目標である福祉分野において相互に連携、協力関係を構築しながら現在運営を行っているところです。

社協の具体的な事業展開ですが、高齢者やしょうがい者の在宅生活を支援するためのホームヘルプサービスや配食サービスなど地域の特性を踏まえ、創意工夫を凝らした独自事業を行っています。

以上のことから事業実施にあたり行政と社協との役割分担と棲み分けによりましてそれぞれがそれぞれの事業主体となって事業を取り組んでいますことから基本的には内容等について協議することはありませんが、共催、協賛、後援とそれぞれの立場で支援や協力を相互に行ってきているところです。以上です。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 介護部門の方で説明させていただきます。平成27年の改正介護保険法施行により創設された生活支援体制整備事業に基づき安平町生活支援体制整備事業実施要綱を制定し、第8期介護保険事業計画においても地域包括ケアシステム推進のための地域づくりとして高齢者やその家族が地域において安心して日常生活を営むことができるよう生活支援体制整備事業を社会福祉協議会に委託し生活支援コーディネーター2名が配置され活動しています。

主な活動内容としては地域ネットワーク会議や地域ミーティングの開催、小地域ネットワークの充実、通いの場の普及としてふまねっと教室や地域サロン活動等の支援や様々な専門職、団体等との連携を行っています。以上です。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 介護部門の方で生活支援体制整備事業っていう、これは具体的に相当な予算を投入していると思うのですが具体的にどんなことをしているのか伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 生活支援体制整備事業ですが、地域支援事業の委託事業として実施してまして、具体的には先ほど4つ述べさせていただきましたが地域ネットワーク会議は各分野の関係機関の連携や自治会町内会、近隣住民等からなる援護のネットワークづくりの構築を目的として実施しています。一緒に支え合うまちづくりを検討し福祉介護の充実を図り、いつまでも住みやすい町を目指して協議を行っています。

地域ミーティングですが、各自治会町内会の中で住民がいかに支え合うために情報共有と地域課題等について協議を行っています。

小地域ネットワークの充実ですが、地域課題の把握や独居高齢者等の名簿、地図の整理、地域での活動の支援を行っています。また、ボランティア活動の推進や各団体等との連携も行っていきます。

通いの場の普及については主にふまねっと教室、地域サロンの活動などで支援を行ってまして、あびら通いの場ガイドブックなども作成しています。

以上です。

[米川議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 米川議員。
- 2番（米川恵美子君） 私の記憶違いだったらごめんなさい。前にこの地域支援体制整備事業に800万ぐらいの交付金が交付されていると伺っていますが、この金額の根拠は何でしょうか。

[阿部健康福祉課長挙手]

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（阿部充幸君） 金額の根拠ですが、地域支援事業が介護保険法の改正により新たに認知症施策の推進事業ですとか在宅医療介護連携推進事業、介護予防日常生活総合支援事業が追加された際にこちらの生活支援体制整備事業も一緒に追加され、金額は国の交付要綱に基づき同額を支援しているところです。以上です。

[米川議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 米川議員。
- 2番（米川恵美子君） では次に移ります。町主催のボランティア活動事業、社協ボランティア活動、町民団体のボランティア活動について期待する効果をどのように考えているのか伺います。

[小坂橋健康福祉課参事挙手]

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。
- 健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） ボランティア活動とは個人の自発的な意思に基づく自主的な活動であり、社会においてはその活動の広がりによって社会貢献、福祉活動等への関心が高まり様々な方たちとともに支え合い交流する地域社会づくりが進むなど、大きな意義があると考えています。したがって、自分の意思で自発的に他人や社会のために自らの労力を提供する行為で、共に助け合って生きる社会を目指し且つ見返りを求めない無償性ということ踏まえ、ボランティア活動に対するできる限りの支援と協力をどこが主催となってもしっかりと活動に対する評価を行い、現在活動されている方、これから活動を考えている方を含め生きがいやコミュニティに繋がることを期待したいと考えています。以上です。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 介護担当の方では地域包括ケアシステムの構築のため、認知症になっても住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう地域支援事業の充実を図っていますが、認知症施策においては認知症サポーターによる見守り支援や認知症サポーターの会による認知症カフェの開催、認知症サポーター養成講座の支援等を担っていただいています。以上です。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） コロナの時期が長かったこともあって高齢者の心身の衰えは目に余るものがあると思っています。地域活動の中で高齢者とたくさんお付き合いして参りましたが、その中でどうしても町の手が届かないという、そういう方たちの思いに応えるためにボランティア活動があるのだろうと思っています。そういう考えのもとでも私も今一つボランティア活動を立ち上げたところですが、これが町が考えているような実施内容ではなかったということにおいて、町からの支援はごく当たり前の支援しか受けておりませんが、そういう町のニーズに応えるような活動については自発的な活動だから尊いとは思いますが、協働という考え方のもとに町では支援できる体制は今まで以上のものはできないという、そういうお考えなのかどうか再度答弁をお願いします。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長どうぞ。

○副町長（田中一省君） 只今のご質問に対してですが、個人的なボランティアとその無償性のあるボランティアそして法人格を持つNPO、これらもボランティア。そして任意団体によるNPOと呼ばれるような団体のボランティア、ここが混同されているように思えます。

まず先ほど小板橋参事の方から言われましたのが、ボランティアの大原則でありまして、その部分、活動団体がどうのこうのあるということではなくて、まずは自発性、自主性、誰かの指示や命令がなくても自ら進んで行動する行為。それと無償性、無給性、見返りを求めることは基本的にはしない。社会性、連帯性、公平に相手を尊重し、お互いに助け合いながら活動していくこと。先駆性、創造性、既にある仕組みや枠組みに囚われず何が必要なのかを考え実施していく、これらがボランティア活動の基本的な4原則の形の中でご説明されたというところでして、今どの団体が、お金が、その支援が

ということではなくて基本的なボランティア活動の内容、大原則を申し上げたという形でご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 大原則は私も承知の上で質問しています。

それでは次に移ります。これから私が協働体制の中で町にどうしても力を注いでいただきたいという思ひの質問に入ります。

6番目、地域福祉の推進を図るための活動に対して交付金を交付しているが、現在交付されている活動団体数と構成員数と総額をお伺ひします。

[小坂橋健康福祉課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 小坂橋健康福祉課参事挙手

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） ご質問の件は安平町地域支え合い活動推進事業に対する交付金と思われませんが、まずこの事業についてご説明します。

この事業の趣旨としては町民一人一人が住み慣れた地域で安心した暮らしができるよう地域住民の参加と協力による支え合い及び助け合いによる地域福祉の推進を図るための事業に対し予算の範囲内で交付金を交付するものと実施要綱で定めているものです。

交付金の対象団体としては町内の町内会自治会等組織の他、町内のボランティア団体、その他町長が必要と認めた町内の非営利団体となっています。

対象事業としては大きく4つの事業と定め、1つ目は地域見守り事業、2つ目は地域交流促進事業、3つ目はボランティア事業、4つ目に地域福祉啓発事業となっていて、それぞれ交付上限額が定められています。

ご質問の現在交付されている活動団体数と構成員数と総額についてですが、今年度は5月末時点で延べ16団体、延べ85人。交付金の総額、予算額87万円に対して52万円。予算執行率59.8%となっています。以上です。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） たくさんのボランティア団体が活動していることはよく知っています。町内会単位でもサロンをやったりして、それも全部町の補助金ではなくて町内会費の中から賄われているとか、そういったことも知った上での質問ですが。これ町で地域限定で活動しているのではなくて町全体、町民全体を対象とした活動をする場合は当然活動の内容によっては予算が掛かってきます。その予算の中でやりくりするという、目的を達成するた

めの事業を続けていこうと思ったら予算というのが問題になってくるのですが、その予算ですね町が支え合い交付金として出しているその予算は1団体につき3万円ですね。もう20年以上も前からその金額になっています。最近の物価高は皆さんもご存知だと思いますし、また20年ぐらい前の時に想像した以上に今は高齢化社会になって高齢者支援が大事になってきている中でね、交付金の金額だけがどうして変わらないのかっていう。その少ない金額の中でボランティア活動をしようと思ったらボランティア活動する者自体が大変な苦勞をしているわけなのですが、これほどの苦勞を強いられると後に続く人はいないのではないかなと思いますので。以前にも何回か前の議会でもこの3万円はもう少し上限としてももう少し上乗せできないのか伺いましたけど再度伺いたいと思いますがいかがですか。

〔小坂橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 先ほど事業趣旨をご説明させていただいていますが予算の範囲内で交付するというものです。

また、活用いただいている各自治会等において10個の個々の事業メニューがありますが、2つ3つと選択をいただきながら交付させていただいているところですから現行の取り扱いを継続していきたいと考えています。以上です。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 米川議員のご質問は当然まちづくり基本条例、一緒に当時作ってきた趣旨、目的に照らし合わせながら現在やっていることを否定しているのではなく町内会自治会単位でこういった3万円を上限にやってきたものも認めつつ、その枠に囚われない範囲であったり町全体で何かボランティア活動的なものがあった場合に支援がないのかということについて、既存の枠組みの制度設計の中ではこれまでやってきた20年前から金額が変わっていないという、本当にそこは申し訳ないなと思いつつも様々な団体等の補助金、交付金については精査をしながら繰越金も精査をしながら判断をしてきたということがあります。ただこれは当然物価高とかずっと2、30年間物価があまり上昇しないことがありましたから、昨年ぐらいから急激に物価も上がってきましたので、こういったトータルの中で検討していく必要があるかなというふうに1点思います。

また米川議員のご質問というかご提言の部分については、既存の仕組みを否定しているわけではなくて、新たなものが考えられないかという趣旨だと

思いますので、私も町長になってから様々なNPO団体ができ、そしてそれは一部有料でやりながら様々な福祉分野であったりスポーツ分野であったり、多種多様な行政では手が届かないところを今福祉団体、NPO団体がテーマ型コミュニティ、まさしくまちづくり基本条例の20条の解説の中で我々がそういったことを目指していた、そういった動きがここ3、4年で出てきたのではないかなと思いますので、そういったところも分析していきながら趣旨は十分理解していますので、米川議員がおっしゃるようなところも含めて様々なボランティアが活動しやすい、そういった環境を作って参りたいと思っています。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 私も最近私自身が提案して立ち上げたボランティア団体3つです。3つ目を先月実施したところですが大変好評なのですが、だけど予算から言ったら広く広報できないのですね。あまり参加者が多いと予算が掛かってきますので。新聞で見ましたとか友達から聞きましたとか、参加してもいいですかってお電話での問い合わせが何件かありました。わざわざ問い合わせしてくるのですからどうぞとは言いますけれども、あまり参加者が多いと対応しきれなくなってくるので、これは5月の第1回目の実施の時に阿部課長も視察に来ていただきまして、どれほどの町民の方の、特に高齢者の事業ですので高齢者の方に有益なボランティア活動ってことはご理解していただけたのではないかなと思っています。だからそういう意味では私自身ももうそう長くはボランティア活動をやってられないと思っています。いずれは私が遊ばせてもらう立場になりたい。そういうことを考えた時に後が続く人が苦勞の無いように、せつかく立ち上げたボランティアで好評な事業ですので、後が続く人が苦勞が無いような体制を作って引き渡したいと思うからこそ今この質問をしています。

今の町長の答弁いただきまして親孝行する気持ちの大きいというか、大変親孝行な町長だと噂では聞いていますので、そういう意味ではこれからこの高齢者というのは皆さんの親の代の人たちばかりですので、ぜひ親のことを思い浮かべながら支援体制というかボランティア活動の支援をお願いしたいと思います。

では次に移ります。町主催のボランティア活動事業にあびらポイントを付与しているが、町等主催という、その等とはどんな活動団体のことか。社協主催活動者参加者にも付与があるが町民主催のボランティア活動には付与されないが、この差別化の理由を伺います。

[村上商工観光課長挙手]



○議長（多田政拓君） 商工観光課長。

○商工観光課長（村上純一君） まずはポイントあびらのご説明をしたいと思います。早来すずらんシール会と追分ハートスタンプ会が統合し新たなポイントサービスとして令和3年6月から実施していますが、このポイントカードの導入に合わせ、町としても地域経済の活性化はもとより行政サービスや各種ボランティア活動への参加を促すため行政ポイントやいきがいポイントを実施しているところです。ご質問のありましたボランティア活動に関するいきがいポイントについては健康福祉課からご説明します。

〔小板橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小板橋憲仁君） ご質問の差別化の理由についてですが、ボランティアの関係するものについていきがいポイントという事業項目を設けていますが、社協が主催する事業に対して行政が支援していくということで一定の整理をさせていただいています。この一定の整理というのは事業自体の出席数、参加数の増に繋げることも目的の一つにも挙げられます。

したがいまして町民主催のものに関しては先ほども別のご答弁で申し上げましたとおり、自発的な意思に基づく自主的な活動ということも踏まえて、これまで同様現行のまま取り扱っていきいたいと考えていますのでご理解を賜りたいと思います。以上です。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 介護分野でのポイント事業については地域包括ケアシステム構築の推進において健康寿命延伸プランや認知症施策推進大綱に基づき、しゃんしゃん教室や認知症サポーター養成講座、認知症カフェ等にて実施しています。これらの介護保険制度におけるポイント事業は地域支援事業交付金や保険者機能強化推進交付金の交付対象の範囲で適切に判断するよう国から指示されていますので、地域支援事業における介護予防等に資する事業として実施しています。以上です。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 私があびらポイントを提案して、それにボランティア活動もポイントの交付を受けるような、そういう仕組みにしてほしいと提案

したことがあります、その時に町民主体のボランティア活動にあびらポイントが付与されないとは考えていなかったのです。だから現状は私が期待したようなおりにとはなっていません。当然ボランティア活動ですからボランティアの何たるかは十分承知の上で誰からも説明を受ける必要もないぐらい承知の上で私は活動してきています。それでもあびらポイントももちろんですが、評価の仕方がどうなっているのか、どこでどういうふうな評価をもって町民との、町民主体のボランティア団体とそれから社協だとか町主体のボランティア活動との区別をどういう考えをもって区別しているのか、そのところが全く私は理解できません。同じではないでしょうか。ボランティア活動をする人はどこが主体であろうと自分の知恵と労力を使って、しかも時間も使って、そしてボランティア活動をするのですから、その活動の内容は色々あったとしても個人が提供する今言ったような知恵、体力、時間について変わりはないものだと思います。それにも関わらずこういう差が出るのはどういうことなのかをお伺いします。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） このポイントあびらができた経過についてはまず商工観光課長村上課長が言ったとおりずらんシール会と追分地区のハートスタンプ会、この統合を契機にまず商店街で地域振興というかお買い物できるようにポイントを貯めていく。こういった仕組み、これは他の自治体でもよくやっていること。それに先ほど米川議員がおっしゃられたボランティアと。このボランティアも例えば町が発行する場合、また社会福祉協議会が様々な事業で発行する場合、こういった制度設計を組み立てしながらまだ2年しか経っていませんけれどもだいぶ整理をされてきたなと思っています。

対個人と個人、ボランティアの内容、質というのは一個人でボランティア活動されている、そこもすごく尊いですし素晴らしい活動をされている。もしポイントを付与するのであれば50ポイント以上の価値はある活動はたくさんあるかと思いますが、町がポイントを出すその仕組み、システム、対個人と個人をサービス交換するように地域通貨のような個人対個人ができる仕組みには現在のところはなっていないのです。ですからまずは例えば50ポイントと言っても1万5000円分のお買い物をしないと貯まらない価値があると。そういった意味において今のところ当初考えていた商店街の振興発展には寄与しているのではないかなと思っていますし、様々運動教室に頑張っただけで通おうと、通っていきこうというような意義にもつながっていると思っています。ただ、ボランティア陰ながら個人でやっている方の普及までこのポイントあびらの制度を活用してやっていくというのはなかなか難しいだろうと思っています。ただ、これからデジタル化だったり技術革新が進んでいって

様々なことが署名できたり発行できたり不正も行われたい、様々なことのセキュリティも対策含めて近い将来そういった仕組み、システムもできていくのかなと思います。またその仕組みが追いついていない。従来型の紙で発行するような地域通貨的なことであれば可能でしょうけれども、なかなか広がりが無いというのは私も20年以上前に地域通貨をやってきた時点で経験していますので、そういったところは当然頭には入っていますが、現時点の仕組みの中ではなかなか米川議員がおっしゃるようなところまでカバーするのは難しいという現状です。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） ポイントサービスについては近隣の町でも高齢者施設に話し相手だとか何かのボランティアに個人的に行っても自己申告ですが、少しポイントがいただけるというそういう仕組みが作られている町もあります。決して何かを求めてボランティアをしているわけではありませんが、しかし同じボランティア活動の活動者として主体になっているところが違うことによって受ける支援体制が違うということに対しては納得がいきかねますね。だから決してその50円がほしいということではなくて、しないなら皆さん全員しないでもらうっていう、そういう考え方もあろうかと思えますので団体を組んで活動している人に対しては支援体制の一つとして考えていただきたいと思っています。これだけは要望だけを述べたうえで次に進みます。

ボランティア保険があり町民主体の活動者は自己負担が運営費で自己負担か運営費で加入費を賄わなくてはなりません。公的機関と町民活動とでは何が違ってどうしてこのような差になるのか。町としての考えをお伺いします。

[小板橋健康福祉課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小板橋憲仁君） 公的機関と町民活動についての考え方ですが、公的機関は町がある程度の期間や内容をお願いしてやっていただく活動。一方町民活動はボランティアをやりたい時にやるもの、できる時にするものといったその方の意思で自主的に活動いただくものという区分になるかと考えます。そこで町民活動に対する支援として安平町地域支え合い活動推進事業によります交付金を交付するものがあります。この交付金事業は用途を限定せずボランティア活動に対する事業への支援となっていますことから消耗品、昼食会などの食材費、ゲーム大会の景品代など幅広くご活用

いただけるものです。よってボランティア保険に加入する必要がある活動であれば、この交付金を活用して保険加入いただくことも可能です。以上です。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） いただいた交付金は全部対象者のために使っています。ですから個人的に保険に入るということはボランティア自身を守ることでもありますし参加者も守ることにもなると思うからこそ私は保険加入をボランティア団体を作った時には保険加入を行っています。これが大した金額ではありません、1人加入350円です1年間で。送迎の運転を頼まれた時の運転のボランティアは1800円ですけども、大した金額ではない中で例えばそのボランティア活動をする人が5人いたら350円の5人ということで大した金額ではないですが、支え合い交付金の中で3万円いただいた中でそれを払っていくとなると、やはりそれなりの集まってくる対象者の方へのサービスが十分ではなくなるという。また運営のやりくりで苦勞するというところに繋がりますので、先ほどのポイントとはまた違った意味で保険の加入ぐらいは公的機関で協働という考え方のもとに出していただけないものかなと思ってこの質問になっています。再度いかがでしょうか。

〔小坂橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） このボランティア保険は他のボランティア活動で別の団体で既に加入されている方がいらっしゃる場合はボランティア活動に対するものとして保険適用の対象となりますことから、複数の団体に加入されている方でどこかの活動で保険加入されていれば改めて加入する必要はありませんので大きな負担にはならないものと考えています。

尚、社協でボランティア保険の加入手続き案内のほか加入保険金についても負担していただけるようなものもありますので、直接社協の方へお問い合わせ、ご相談いただければと考えます。以上です。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） ボランティア保険のやりとりは今で明らかになったと思います。米川議員がおっしゃっているのは先ほどの3万円の範囲の中からまたこういった保険も支払っていくと。そのボランティア内容によっては、この保険料によってその活動費の一部だけではなく結構大きな金額が取ら

れるというご指摘でありますから、先ほど答弁したとおり全体的な物価がずっとスライドして物価上昇がなかった時代から今急激に上がっているところも含めてこの金額、また制度も今まではシンプルにわかりやすくやっていたのですが今みたいなボランティア保険というものを対象外にして、それが例えば新たに5000円ボランティア保険で掛かるのであればそこを上積みして3万5000円を上限にするとか、色んな考え方とやり方、方法があろうかと思えますから今ご提言というかご質問いただいたことを踏まえて我々としても今までの仕組みの中では今答弁したとおりなのですが、そういったところも大きな多額な経費ではないという部分もありますし、そこで掛ければ他のボランティアでも使えるということは言えるわけですから。こういったところ合わせてちょっと検討させていただければと思います。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） ボランティア保険は私は社協の事業にボランティア活動していますので私自身は保険にかけていただいています。その保険はいくつのボランティア団体に属して、どんなボランティア活動をしようとも社協でかけていただいているボランティア保険で賄って足りていますが、けどそうではなくて一つのボランティアに例えば私が民間として立ち上げたボランティアに参加したもので社協とか公的機関のボランティアをしていない人もいるわけなのですが、そうした人たちに対する保険料っていうのは少ない交付金の中から支出していこうと思ったら負担になってくるものですから、それをお願いしたわけですが今町長の答弁でよくわかりましたので、それでぜひ今後のことを考えていただきたいと思えます。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長どうぞ。

○副町長（田中一省君） 町長の考え方に対して補足しますと、今米川議員がおっしゃったのが事業保険というものがあまして、今こういう形の活動をするとすれば全体的にそこに参加している方々の保険というのがありますので、そういう部分も含めた中での上積みだとか制度設計を今後検討させていただきたいということですのでご理解のほどお願いします。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） ボランティア活動者に対する事業保険があるのですか。

それは社協に活動のための保険制度を説明を求めた時には伺っていませんが、色んな意味で後で細かくお伺いします。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） ちょっと逆に混乱したかと思うのですがボランティアの部分と様々な事業があって事業の保険もありますから、今副町長が言っていた部分で更にそういった保険というかボランティアだけではない様々な取り組み事業、そういった事業の取り組みの保険もありますので、そういったことで全体的に言われたこと以外にもきちんとやっていうということでご理解いただければと思います。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 保険の活動をする人を守って参加者を守るという意味においては保険は本当に大事なことだと思いますので、新しい考え方のもとに何かしていただけることがあればぜひ後でご説明をお願いしたいと思います。

次に移ります。NPO法人の活動に対する評価と交付額を決定する基本的な考え方を伺います。NPO法人に結構な金額が交付されています。社協からも交付されています。それはどういう基準のもとにそれだけの金額が交付されているのか。例えば老人クラブだったりすると例えば一つの事業に参加するのが200円、基本的には1人200円で、それで例えば50人いるから参加人数とか金額とか全部事業内容とか全部決められた上で全体の交付額が決まっているのですけれどもNPOについてはどういうことなのかお伺いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 介護分野の方で説明させていただきたいと思いますが、介護の方ではこれまで直接支援しているNPO法人はありませんが、単身世帯等が増加し軽度の支援を必要とする高齢者が増加する中、保険給付外の生活支援を必要とする必要性が高まっています、生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーターが多職種で構成される地域ケア会議に参加し、ケースの事例検討から高齢者の自立支援に必要な様々な課題を抽出し、地域に不足するサービスの創出やNPOなどの生活支援サービスの担い

手を養成するための活動を行っています。

生活支援コーディネーターが直接支援したNPO法人ではありませんが、ねこのてが立ち上げた買い物支援や高齢者の立ち寄り場所、ココ・カラの弁当配達、いんくるらぼのおかず配達、とあさ村地域食堂の多世代交流場所など様々な事業展開をしている各法人と今後情報共有会議等を通して地域の課題を共有し地域に不足するサービスの創出に向けた事業展開を図っていくことも考えています。以上です。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 事業の内容を一つずつ細かく検討した上で交付金を出しているという老人クラブなどの交付金の受け取り方もありますので、NPOについての詳しい内容をお伺いしたかったのですが、時間がないのでこれでやめておきます。

次、協働のまちづくりと循環型社会についてですが、これはやはり今まで何度も答弁の中に出てきましたが、持続可能なボランティア活動というか、そういうことを考えて後に続く人のためにどうしてくれるのかってということのお答えをいただきましたかったのですが、循環型というのは人も社会資源として考えた上でその社会資源はやはり生身ですので、当然世代交代していきますので、その時のために世代交代して長く町民の福祉のために寄与するようなボランティア活動が続けられるようなそういう体制を作っていただきたいということでこの質問になっていますが、今まで何度もお答えいただいています、改めて何か説明していただくことがあればお願いします。

[山口政策推進課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 今議員がおっしゃっていただきましたとおり協働のまちづくりを推進していくためにはボランティアといった人的資源である担い手の育成が必要であると考えています。

その環境整備については安平町まちづくり基本条例第18条第2項において協働のまちづくりを推進するために福祉、農業、住環境などあらゆる分野の人材育成、団体育成、担い手の発掘に努めますとしているところでして、こうした基本的な考え方に基づきながら担い手育成に努めていきたいと考えているところです。以上です。

[及川町長挙手]

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） まちづくり基本条例の第 18 条を今説明させていただきましたが、前文の中にもそういった趣旨が書いていまして、安平町の文化、農業であったり酪農、軽種馬、鉄道文化そういったチーズの特産も含めてですが、豊かな自然を循環型社会の実現を目指してこういった身近なエコ活動であったり自然環境を守っていく意識の醸成をしていながら豊かな住環境を次の世代に引き継いでいくというのがこの循環型社会、安平町のまちづくり基本条例の理念で謳った部分でして、まさしく今日のテーマは福祉ボランティアでしたけれども現在ポイントあびらで商業関係での支援、福祉的なところの循環、更には再生エネルギーで地産地消のエネルギーも進めていこう、更にはオーガニックの地産地消というところも今始まってきていますので、様々な形で地域の文化、歴史、福祉と積み上げてきたものを次の世代にきちんと繋いでいく。そういった循環を様々な観点から循環型社会ということを目指していきたいと考えています。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2 番（米川恵美子君） まさにこれからの社会づくりは行政だけでは賄いきれないところを町民も一緒になって町民の福祉のために幸せのために働いていこうというそういう社会が実現することが肝要ではないかなと思っています。だからこそ協働と循環型社会というのは大事なことだろうと、まちづくりにとっては大事なことだろうと私は考えているからこそ色々とボランティアをやっていますし提案をしています。本日はありがとうございました。

○議長（多田政拓君） 以上で 2 番米川恵美子議員の一般質問を終わります。

○議長（多田政拓君） ここで 13 時まで休憩します。

休憩 午後 0 時 03 分

---

再開 午後 1 時 00 分

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を開きます。午前中に引き続き一般質



問を続けます。9番内藤圭子議員の一般質問を許します。

**【通告No.2 9番 内藤 圭子】**

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 9番内藤です、よろしく申し上げます。安平町は先ほど午前中の説明にもありましたように4月にオーガニックビレッジ宣言を致しました。食料生産地の北海道唯一の素晴らしいことだと思います。道の駅のベジステの有機のコーナーも盛況と聞きます。この宣言によって移住の問い合わせが来たとも聞きました。農業に限らず色々な方面に影響があることを知りました。安平町は農業の町です。このオーガニックビレッジ宣言でどのような町を目指すのか、この宣言を勉強していくうちにまさにまちづくりになると私は感じました。まずは給食の観点から質問します。

1番、オーガニック宣言をしたのは道内では安平町だけと聞きました。安平町はなぜ宣言をしたのでしょうか。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） 先ほど行政報告をさせていただきました、その内容とほぼ重複するかと思いますが答弁させていただきます。令和5年4月3日に全道で唯一オーガニック宣言をさせていただきました。宣言に至る経緯について説明させていただきます。令和3年5月に国が策定した緑の食料システム戦略には2050年までの目標として化学農薬使用料の低減、化学肥料使用料の低減、耕地面積に占める有機農業の割合の3つが挙げられ、その目標を達成するために各種支援制度が設けられました。その一つに2025年まで全国100市町村で有機農業に地域ぐるみで取り組む産地の創出を目標とした有機農業産地づくり推進事業があります。この動きを受けて令和4年2月に安平町有機農業推進協議会から本事業の実施に関する要望があったことから協議を行い、安平町農業再生協議会が実施主体として事業に応募し、令和5年3月に安平町有機農業実施計画が策定されました。有機農業に代表される環境保全型農業に取り組む人たちの活動を支援し、この取り組みを安平町のまちづくりに活かしていくこととして宣言を行ったもので、この宣言を行うことは有機農業産地づくり推進事業を実施する条件となっているものです。

[内藤議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 内藤議員。
- 9番（内藤圭子君） 緑の食料システム戦略事業を実施する条件のために宣言をしたということを伺いましたが、令和4年にはどのような事業を行ったか教えてください。

[森池産業振興課長挙手]

- 議長（多田政拓君） 産業振興課長。
- 産業振興課長（森池和哉君） 令和4年は8月17日に有機農業産地づくり事業の採択を受けて事業を展開して参りました。有機農業実施計画書を作成するため、安平町の有機農業の拡大にあたって課題となる項目について検討会を開催して参りました。一つ目として学校給食等の有機農産物の取り扱いに関する検討会、2つ目として有機農産物の加工品開発に関する検討会、3つ目として学校給食への提供に向けた有機農産物加工品の試作及び給食のメニュー化の検討、4つ目として有機素材として堆肥に関する検討、最後になりますが令和5年2月28日有機農業に関する一般生産者向けの説明会、有機農業に関する事例発表会の開催、学校給食に関する後援会の開催を2部形式で開催させていただいています。

[内藤議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 内藤議員。
- 9番（内藤圭子君） ありがとうございます。2月のフォーラムはたくさんの方が来ているので私も驚いたのですが、では今年はどのような計画になっているか教えてください。

[森池産業振興課長挙手]

- 議長（多田政拓君） 産業振興課長。
- 産業振興課長（森池和哉君） 先ほどご答弁させていただきました有機農業の計画というのは実は令和4年度が策定の準備年で5年から9年までの5か年計画になっています。  
ご質問の5年度事業についてご答弁させていただきます。1つ目として加工食品に関する検討会、2つ目として有機米栽培にかかる新型除草機械の実証実験、3つ目として新たな労働力として農福連携による農作業委託の試験導入、4つ目として有機大豆を使用した味噌の試作、5つ目として先進地の視察、6つ目として生産者向けの講演会、7つ目として消費者向けの講演会

の開催を現在のところ予定しています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） ありがとうございます。こちらの事業を行ってここでのような効果を期待しているか教えてください。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） 最終的に事業の効果といいますか目標設定というのは現在ある8戸の農家さんが2名程度、2戸程度増えて、

（理事者側協議）

○産業振興課長（森池和哉君） すみません、事業上の効果というか目標を説明させていただきます。事業として先ほど言ったとおり令和5年から9年まであります。最終的な目標としては今ある8戸の有機農業の推進協議会のメンバーが2戸増えまして10戸、面積的については37ヘクタールが47ヘクタールに増えることが最終的な目標になっていますが、そこに至るまでについてそれを増やすに至ってあらゆる有機農業の課題があります。販路の問題、堆肥の問題、労働力の問題等々その辺の課題策を検討しながら何とか目標達成に向けていきたいと考えています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） ありがとうございます。それは実施する有機農業側の問題だったりすると思うのですが、私が最初にこのオーガニックビレッジ宣言と聞いた時に感じたことは、この農業の町で普通の農業をやっている観光農業の人たちがどう感じるのかなというのを思いました。別にこれは観光農業対有機農業という敵対するものでも何もないと思いますし、ただ、オーガニックビレッジ宣言という言葉が先行してしまうということが他にも安平町がオーガニックの町になっていくのではないかなとの誤解をする人もいるのではないかなというのを感じました。まずは農民とか町民にこのオーガニック宣言で安平町がこんなこと目指しているっていうことを先ほどまちづくりに使えるという言葉もありましたように、私も調べていくうちにオーガニックビレッジ宣言というのがまちづくりに結びつくというのを、

これは確実にそれはそうなるなって思ったものですから町民に説明する必要性を感じました。

国の緑の食料システム戦略に則ったこの宣言が安平町が今後どのように有機農業を進めるかの宣言なわけなので、安平町が考えるオーガニックっていうものはどういうものなのでしょうか。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） ちょっと内藤さんのご質問と答弁が合わないかもしれませんが、安平町が考えるオーガニックというよりもやっぱりオーガニックという定義というものはやはり変えられないのかなと思っています。

農薬や化学肥料に頼らず太陽、水、そこに生物など自然の恵みを活かした農林水産業の加工方法と考えています。安平町で営まれている多種多様な農業にオーガニックという新しい魅力が加わったものと考えています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 1番目の質問、今もう2つ目の質問に入られたと思いますが森池産業振興課長が先ほど答弁しましたとおり、このオーガニックビレッジ宣言をしたのは道内では唯一安平町ということであって、ただ道外ではいくつもの40を超える自治体がオーガニックビレッジ宣言をされているとお聞きしていますし、またそういった町においてはそのことに基づくというよりもオーガニックビレッジ宣言をするそういった自治体については、当然環境問題だったり環境にも配慮したり、様々まちづくりも丁寧に優れているというような高評価もあって移住であったり定住の取り組みも多分相まってだと思いますがそういった評価をいただいているとお聞きしていますので、単なる宣言をして農家さんだけの取り組みということだけではなく町外に与えるそういった効果も非常に大きいものだと前段認識をしているところです。

オーガニックビレッジ宣言をするにあたってどこの町も簡単にできるものではないと私は思っています。有機農業の協同組合の組合長が安平町の方に来られて、これまで様々な新規就農、有機農業の新規就農の方も研修をして先ほど内藤議員もおっしゃられた道の駅の農産物直売所にもそういった有機農業のコーナーがある、そういったところが町内だけではなく町外の方からもリピーターもあって非常に順調に進んできていると認識しています。そういった背景があって国の緑の食料システム戦略というものが法律的また制度として出来て安平町であればそこを計画することによって当然財政的な支援

も受けれるし活動も更に広げていくことが可能だろうということで協議会の方からもご要望、ご提言いただいたところを受けて、そして取り組みを先ほど申し上げたような実績で令和5年度の事業計画というところまで今至ったところです。

我々もまた有機農業の組合長もそうですし、また生産者協議会の中でも説明をさせていただきましたが、一番心配なのは安平町がオーガニックビレッジ宣言をする、それは有機農業だけを推奨していくと間違っただけで捉えられることだということを我々も心配していましたので、ですからこれからはそういったものは丁寧に周知PRもしていかなければならないと思いますが、これまでも例えば環境に優しい減農薬であったり観光農業と言われている安全で美味しいものを安平町内の農家さんは作ってきているわけですね。ですからそこを基本としながらも一部有機で頑張っておられる取り組みも支援していきましょうということとして、先ほど目標、計画を作った目標の中でも有機JASの認証を取得した面積を5か年間で10ヘクタール増やしていこうと。また、そういった有機JASの認証を取得して農業を開始する方をこの5年間で2人増やそうという形の目標設定をさせていただいて、そこをクリアすることによって少しずつ前に進んでいくのではないかなと考えているところです。

給食関係については3番目のご質問をいただいているのでその際にご答弁させていただければと思います。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 町長ありがとうございます。安平町の農業全体の中ではまだ8件の有機農家ということで小さな割合なのですが、宣言をしたことで移住の問い合わせが来たり昨年のオーガニックフォーラムでは本当に多くの参加者がありました。オーガニックというキーワードはやはり人を惹きつける何かがあると思います。その何かを多くの人と共有して食を町民それぞれが考えることができればいいなと思います。何を食るといいのか、それはオーガニックには限りませんが、私はまず地場産のものを食べることをお勧めしたいです。

昨年的一般質問でも私は提案したのですが、このような食について考えて語り合っただけで安平町の食育計画を作ってはいかがでしょうか。昨年のオーガニックフォーラムの参加者の顔ぶれを見るとわかるようにオーガニック、食育というものは一つの役場の担当課でどうこうなるものではありません。健康に関しては健康福祉課があるし給食なら教育委員会、オーガニックビレッジ宣言で町に人を呼べるというなら政策推進課、農業なら産業振興課、町にはJAもあります。そこにはもちろん住民や農民も加わって安平町食育計画を

一緒に作ってはいかがでしょうか。安平町には町民参画推進条例もあります。住民が行政と一緒に安平町の食はどのようにしていくことが良いのか話をすることで、自分事として考えることができるのではないのでしょうか。その中に給食の食材を調達する方法を考える部会ができるといいと思います。持続可能な安平町の農業と給食にできるだけ地場産品を納入するシステムづくりを考えてみてはいかがでしょうか。食育計画に給食への地場産品の利用目標値や計画の推進時期の目標を定めることで、より実現可能な目標となると考えます。今オーガニック給食という言葉が盛んに言われるようになりました。国会でもつい先日グループが立ち上がりました。安平町では有機農産物が既に給食に利用されています。こども園でも有機食材を仕入れて給食を作る日があるそうです。若い子育て世代を中心にオーガニック給食について関心が高まっています。そこで安平町が考えるオーガニック給食とはどのようなものなのでしょうか。お願いします。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 令和5年6月千葉県いすみ市が主導する形で学校給食の有機化を全国で実現していくことを目指す全国オーガニック給食協議会が設立されました。オーガニック宣言の関連から安平町も全国オーガニック給食協議会に自治体として参加意向を示したものです。ただし、現時点で教育委員会の考えは特になく、昨年度に議員からご質問いただいた時と大きく給食の提供をする方向に変化はありません。これまでも有機野菜は給食で利用していますが、地産地消の枠で地場産品の調達先と考えるのは北海道で、その中でできるだけ安平町の作物を活用している一つに有機栽培に取り組む生産者がいて調達協力を得ていることから他の市町より使用量が多い結果となっています。しかしながら安定した量の調達や主食である白米や小麦などはまだまだ取り扱いもなく、北海道の観光栽培の作物も環境負荷の観点でも安心して利用できる食品と認識していることと、有機だけに大きく転換できるだけの食材確保は難しく、町内の生産者の提供が可能であれば随時有機作物の利用が増える要素はありますので、あえてオーガニックの比率を上げるための目的で費用や手間を増やして変化は進めませんが、その点は状況を見ながら対応を考えています。

〔小板橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小板橋憲仁君） 食育計画についてのご質問もあろうかと思いましたが、昨年6月

定例会の一般質問で同様のご質問をいただいていたしましたが、その時の答弁内容と大きく異なるものではありませんが食育推進計画については安平町の健康増進計画である健康あびら 21 の第 4 章の 2 の中で食育計画として策定しており、生活習慣病予防のための取り組みや生活場面に応じた食育の実践、また地産地消の推進といった項目で目標や対策について記載があります。具体的な記載内容ですが食育基本法第 18 条及び北海道のどさんこ食育推進プランに基づくものであり、妊産婦、乳幼児、学童生徒、成人期、高齢者といったライフステージごとの項目立ての中でパパママ教室、乳幼児健診、家庭訪問、健康相談、検診結果報告会などで塩分摂取量の減少化や野菜果物の摂取量の増加に対する栄養指導を行っています。その他消費者と生産者等との相互理解の促進、地域資源活用や観光との連携による特産品の消費と販売の拡大などの多様な取り組みを実現することが掲げられています。したがって既に進行中のものもありますが、関係する課を含めた庁舎内での議論も行っていない状況でもありますことから、現段階において健康あびら 21 の計画から食育の部分だけを独立させた計画として策定する予定はないということでご答弁させていただきます。以上です。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9 番（内藤圭子君） ありがとうございます。昨年食育計画作りませんかって私は 6 月議会で初めての質問の時に申し上げたのですが、今回も取り上げさせていただいたのはやはり言い続けたいと変わらないということを議会活動の中で身に染みたので、これは本当にしつこく言い続けさせていただこうと思います。

丁寧にお答えいただきありがとうございます。食育計画に関しては色々なところで計画があるのですが私が申し上げたいのは安平町独自っていうところで、やっぱりこの農村に住んでいる私たちがこの地元のものを知ってそれを食べていくってということがすごく農業者を助けることになるとか、私たちの健康のために良いことなのだから、環境を守ることになるということなど、本当にそのことが皆で気付いていけるというか、そのためにこの計画を皆で作っていくことが大事ではないかなと思って提案させていただいているのでしつこく言い続けたいと思います。

それで今お答えいただいたのですがこのオーガニックに関して、オーガニックに関わらずこれを安平町の給食について質問していますので、使い続けるためにそのシステムづくりって先ほど私言ったのですが、それをまず作るのが最優先問題ではないかなと感じています。もちろん農業者の皆さんの協力が必要なことだし、そこには商業者の方も入っていただかないと多分うまく回らないのではないかなと思っています。安平町はこの去年調べさせていた

だいたなかで厚真はもぎたて市とJAがセットになってちゃんと給食に納品できるシステムができていて、むかわ町はぼぼんた市と近くの生協が給食に納めるシステムになっている。安平町は今給食センターがそれぞれ個別にお願いして足りない分が町内の商店が調達しているという本当に給食センターの努力の賜物の上に成り立っているのが現状なのですよ。そこをちゃんとしたシステムができることで、より使える幅が広がったり給食センターの仕事がそれで削減されるということになったら持続可能な地場産を使える道筋がそこに生まれるのではないかと考えてしつこく言わせていただいています。

オーガニックっていうと昨年のフォーラムのように大きな反響があります。安平町はまずは何度も言いますが、この仕入れのシステムづくりというのが重要ではないかと思うのですけどいかがですか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 給食の関係から食育計画と幅が広く、また食育計画としての質問ということでは捉えていなかった部分もありましたので前段の答弁の中では触れられていませんでしたが、一応まず食育計画については先ほど小板橋参事が答弁したとおり健康あびら 21 の中の第 4 章の中で位置づけられていると。まさしく先ほど内藤議員がおっしゃられたこのテーマは教育、健康、例えば産業、政策推進課、農業者といった方々がまさしく食育計画より幅の広い、それを超えた健康増進の健康あびら 21、まさしくそういった計画づくりにも当然何というか、全体的にはそこで議論して考え方、計画を作り上げながら、その中で今の有機であったりオーガニックというところが入ってくるのかなど。ですからそこだけを殊更抜き出した計画も作れないわけではないですが、健康あびら 21 が例えば見直しする際にそこをもっと踏み込んだ形で議論をして肉付けをして完成した計画の中で第 4 章の部分を例えばPR する際には抜き出して使うことも可能でしょうし、そこら辺はテクニックの問題も出てこようかと思いますが、いずれにしても必要性であったり考え方、そこはきちんと役場の中でも計画性を持って進めていかなければならないなと思っています。

一方で給食の調達、そういった意味でいくと面積的には有機、安平町内でもまだ 5% の現状にあると。そういった作物の学校給食では相当な量も必要ですし、また献立によった年間的なスケジュールも必要でしょうし、また加工されたものも必要になってくるということになってきますので、現状としては昨年 12 月 28 日にこれは農業再生協議会の方と給食センターの方も色々打ち合わせをさせていただいてまして、そういった中で今後メニューであったり先ほど令和 5 年度の事業計画にもあった例えば味噌づくりをしてそ



の味噌を使った中で給食の中で取り入れることはできないのか、試作品も作って行く話ですし、そういったことを先ほど1番目の質問で答えさせていただいた農業の再生協議会の中で取り組んでいく取り組みの中で学校給食でも活かせる部分、そういったものについては活かしていけるのではないかなと思っています。

また仕入先、これ農産物直売所がそのあくまで道の駅に来ていただける、またこれは町外だけではなく町民の方もそこで農産物を買っていただいて、そして消費していただく非常に大切な直売所ですが、ここが例えば給食センターの一括仕入先になるかというところ今そういうコンセプトで作りに上げたものではありませんので、ですから一足飛びに何かいい方法はなかろうと思いますが、先ほど申し上げたこちらの再生協議会の方の有機の取り組みを着実に5か年でその目標まで達成をしていながら給食の中においてもメニューで少しずつそういったものを増やしていったり、また食べるだけでなく学習面でこれまでも取り組んでいた面が学校教育の中にありますので、そういったところをトータル的にやっていく必要があるかと思っています。

システムづくりのご提言はありますが、そういったことも先ほど申し上げた健康あびら21の見直しの中で食育という第4章の中で仕組みづくりがどういう方向性、どうあるべきかというところも多くの方のご意見をいただきながら議論していく必要があるのではないかなと思っています。

[内藤議員挙手]

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 今私が申し上げて自分の通告のところに無かった食育計画という言葉はこれは私の意見として今述べさせていただいたのですが、この食育計画というのは先ほどもオーガニックビレッジ宣言の時に言ったようにまちづくりに繋がることだと思うのですよね。健康福祉課が担当だとおっしゃっていますが、その健康づくりは第一になるかもしれませんが、さっき言った色んな課が横断的に関わることで、まさにまちづくりだなと調べていく中で感じたので、狭く押し込めないで広い視野で作ることができたら素晴らしいものになるのではないかなと思っています提案させていただきます。

それで安平の町民もお年寄りも子どもも健やかに暮らすためには食が大事だと切に感じています。私はNPOでそういう活動もしているのですが、せっかくこの美しい農村に住んでいるのですから、おいしい地元食材を食卓にのぼる回数を増やすことが進むような食育計画を作るということはその家庭もそれぞれの方の学びになると思うし地場産消費の増進にも繋がると思います。これって完全にまちづくりになるのではないかなと思います。オーガニックビレッジ宣言はまちづくりなのです。どうぞこの視点を活かして私の提案を検討いただきたく私のオーガニックビレッジ宣言についての質問を終わ

らせていただきます。

次に産業廃棄物処分場計画について伺います。北進守田地区の産業廃棄物処分場計画は、この計画が持ち上がってから8年時間が経っています。町民の中にはもうこの計画が無くなったと思っている人もいますようです。そこでまず一つ目、守田北進地区にある産業廃棄物処分場計画の現状と町の対応をお聞かせください。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） 現状については進展はない状況です。また、町の対応についてはこれまで同様、住民、自治会、議会と協力し専門家などの助言をいただきながら対応して参りたいと考えています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） わかりました、進展はないということですね。変わらず対応をお願いします。

役場の担当は税務住民課ということですが、今後もこの町に第2第3のこのような問題が持ち上がってきた時に今のこの税務住民課が窓口になるという対応で十分なのか、庁内に検討会や担当部署が必要ではないかというのを感じてこれを提案しますがいかがでしょうか。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） 庁内の体制については事務局を税務住民課として副町長、建設課、水道課、産業振興課、政策推進課をメンバーとした庁内環境問題協議会を令和2年9月に設置し案件がある都度開催して対応しているところです。尚、開催については現在までで10回開催しているところです。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 補足させていただきます。只今の協議会の中で10回という部分ですが、その中では安平町産業廃棄物処理施設設置等に関する指導要綱、これらについての情報共有。それとD I N Sの住民説明会、それと

安平環境フォーラム、あと河川占用許可申請、鹿公園周辺の環境問題について、遠浅地区に進出予定事業者について、それとペットボトルリサイクルにおける情報提供、安平町太陽光発電施設の設置に関する条例に関しての連携、それと安平町ゼロカーボンシティ推進協議会の設置に関する事項等、これらについてこの協議会の中で縷々提案があり次第、会議を開催しているということです。以上です。

〔内藤議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 内藤議員。
- 9番（内藤圭子君） 説明ありがとうございます。庁内環境問題協議会があるということで今副町長が説明されたのですが、ちょっと早くて私いまいちよく把握できなかったのですが、これはその問題が、事案が出た時にこういう事案があるのだけどっていうその担当課が皆さんを招集して会議が行われるということでしょうか。

〔田中副町長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 副町長。
- 副町長（田中一省君） まさにその事案に応じて事務局である税務住民課の方から私の方にこういう案件で協議会を開催してほしいという形ですので、私の命から連携各課の方に開催案内を出して協議をしていくという形になっています。

〔及川町長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 町長どうぞ。
- 町長（及川秀一郎君） 基本的にはそうですね、当然色々な案件は出てきて、私の指示に基づいて開催をするということも当然あります。

〔内藤議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 内藤議員。
- 9番（内藤圭子君） ありがとうございます。それについては各回の協議会の内容とか、そこで決定される場と考えてよろしいですか。

〔及川町長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君）　そこは問題協議会の中で様々な担当課、その事案によっては集まるメンバーが当然変わってくる場合もありますが、そこは決定機関ではないと思っています。そこで色んな形で情報共有しながら議論して方向性を決めて、当然私にも報告いただきながら先ほど副町長が色んな案件話しましたね。それ一つ一つの方向性だったり対応策というものをそこは個別に議論していく場合もあります。様々な案件をその庁舎の問題協議会の中で議論させていただいていますので、そこで何か決定をするような機関の目的に作ったものではありません。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君）　副町長。

○副町長（田中一省君）　情報の共有をする場ということですので決定機関ではないというのが町長の先ほどの答弁の部分の補足です。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　内藤議員。

○9番（内藤圭子君）　今情報共有とおっしゃったのですが、じゃあ決定はどのように決まっていく、議会にそれが上程されるということによろしいですか。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君）　副町長。

○副町長（田中一省君）　具体例を申し上げます。太陽光の設置に関する部分で町内の空き地に太陽光が乱立している、これも議会の中で色々質問が出てきました。早速この協議会の中で縷々状況を把握しながら安平町に太陽光の設置に関するガイドラインがありますので、これを条例化した方がいいのではないのかという形の中で情報共有と協議が行われ一つの方向性を出して町長の方に条例化をすべきであるという報告をして今般設置に関する条例を提案したというような形の流れてこの協議会が動いている形です。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　内藤議員。

○9番（内藤圭子君）　ありがとうございます。この町内環境問題協議会が令和2年から10回開かれているということで、何かあるごとにその庁舎内で検討されているということはわかりました。ありがとうございます。

安平町って自然が豊かな町で無理な開発がされないことがないように私たちの、住民の意識がちゃんとそれに向けて自然を守っていかなければいけないという気持ちが醸成されるように学習する機会が必要だと思うのですが、昨年行った環境フォーラムのようなことは今年計画されているでしょうか。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） 本年度についても開催する予定ですが内容については昨年に講演を行いました上智大学の織教授が今年度より安平町環境保全アドバイザーに就任していただきましたので、アドバイスをいただきながら幅広く環境に関して町民の皆様とともに考えることのできるセミナー等の手法も含めて検討していきたいと考えています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） ありがとうございます。ぜひわかりやすい実りのあるフォーラムをお願いしたいと思います。住民に情報提供していくことはとても重要だと感じます。私たちも情報は発信しているのですが、やはり町がする発信とは伝わり方が全然違うというのは実感しています。その発信の仕方でもわかりやすくていうところがとても重要だと思っています。この先ほど私が質問したオーガニックビレッジ宣言をした安平町が住民とともに環境について一緒に学んで情報発信していくことでこの豊かな自然を守っていくことができるように行政としても応援どうぞよろしくお願いします。これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます、あ、町長お願いします。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 情報発信の関係については今内藤議員がおっしゃられたとおりであって、昨年も環境フォーラムを開き、その環境フォーラムについての広報、更にはあびらチャンネルにおいてもそのやりとりについて結構長い時間を活用しながら町民の方にもご覧いただいたわけですが、また広報についても特集号ということで、不定期ですが過去の情報、現在の取り組みの状況も周知させていただきながら、また以前内藤議員が代表しておられた安平自然を守る会の会報紙の配布についても町の広報の際に一緒に配布をするような形でのご協力もさせていただきながら取り組みを前に進められる

ようにしているわけです。

進展がないと最初1番目の話が。これ膠着状況という新たな方向の進展が今の段階では見えていないわけですが、この間も担当者が道外含めて先進地のそういった産業廃棄物の取り組みを行っている自治体に視察にアドバイザーと一緒に訪問したり、そういったところは当然行っていますし、また条例の制定に向けた検討研究もさせていただいていますので、第2第3の新たな、こうやっている間にも来ないとも限りませんので、そういったことを未然に防いでいくことができる方法はないのかということも合わせてこの間も進めてきていますので、内藤議員がおっしゃられて心配されているところについては議会そして住民、様々なアドバイザー含めてご意見を拝聴しながら適切な対応をとって参りたいと考えています。

- 議長（多田政拓君） 以上で9番内藤圭子議員の一般質問を終わります。  
次に11番梅森敬仁議員の一般質問を許します。

**【通告No.3 11番 梅森 敬仁】**

〔梅森議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 梅森議員。

○11番（梅森敬仁君） 11番梅森です。私は今回安平町の今後の展望についてということで質問させていただきます。まず初めにラピダスの千歳市進出を受けてお聞きしますが、ラピダスは5月に近隣自治体、関連企業を集めて説明会を実施しました。概要がある程度判明したことから多くの町民がこれに注目をしています。連日新聞等でも色々報道がなされているところです。

そういったことから今安平町では第2次総合計画に取り組み中で、本年度からは後期基本計画2026年度までということで進んでいます。基本構想その他色々実施をされているところではありますが、その大きな政策転換というのが必要になってくるのではないかと、これ多くの町民がそう思っています。そういったところからこれを受けて理事者側はこの問題に関して安平町が受けるメリットとデメリットをどう考えていくのか、どう対応していこうと考えているのかについてお尋ねしたいと思います。

例えばメリットについては就職、働く方たちの数が5000人、その他家族も含めると2万3万という話も出てきています。移住定住促進にも繋がる、わが町においても5人10人ではなくてひょっとすると数百人程度の規模という話になる可能性もある。熊本県では台湾の同業種の進出によって周辺自治体が非常に対応に追われている、いい意味です、対応に追われているという話も伝わってきています。一番近い安平町ですよ、国際空港にも近い。

今までアピールしてきたことをまさに実施することができるのではないのかなと感じています。

反面デメリットもあるわけで、大きな会社が工場ができることによって安平町の自然環境への影響はないのかなど。新聞報道によると多くの水、大量の水が必要な企業のように。当然多くの水を使えばそれを排水しなければいけない。直接隣接地はないかもしれないけれどもうちの町でも自治体の端境には遠浅川が流れています。聞くところによると最終的には排水した水が安平川の河口の方に流れる可能性がありますよというお話も伺っています。毎年秋になって台風シーズンになると安平川の河口付近は氾濫して勇払地区と言えばいいのですかね、色々その養生をしなければいけないのでっていうことで新聞に出ていることもありました。下流域で問題があると上流域である安平町にも影響ないのですかという単純な疑問を抱く町民もいます。

もう1点については労働人口の流出も視野に入れなければいけないのではないかな。どういう話かなというところ一流企業が来て多くの従業員を雇うわけですね。そうすれば当然工場の稼働が始まる前には作業員募集ということで折り込みが入ってきて、安平町民もそういう説明会に参加することになると思います。そうなってくると一流企業の条件が当然いいと思いますよ。そうなってくると安平町で今働いている方たち、どちらで働くかというところ普通であれば条件のいい方に行きたくて働くということになれば、今安平町内で働いている方たちの数を確保できないことによってお店屋さんとか会社が困るのではないかなど。民間のことだからと言ってしまえばそれだけかもしれないけれども安平町としても当然これは由々しき問題であって、町の中に会社やお店さんが無くなってから慌てるのではなくて、今の段階からできる範囲内で対応策、商工会とか建設協会その他とよく情報共有しながらもそういった対策について考えていかなければならないのではないかなど思っています。その点についてはいかがですか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 本件についてラピダス社の千歳市進出を受けて安平町の今後の対応等の考え方についてのご質問と思います。次世代半導体の国産化を目指す東京のラピダス社が研究開発から量産まで約5兆円規模の投資を見込み2025年に試作ラインを立ち上げ、2027年を目途に量産化を目指す予定とお聞きしています。5月22日に千歳市において説明会が開催され当町の方からも及川町長を含め出席させていただき、周辺自治体としても大変期待をしている事業です。工場も千歳市の工業団地、千歳美々ワールドに位置し安平町の早来遠浅地区では車で15分20分程度。安平追分地区でも30分圏域に位置することから関連産業の進出や雇用の増加に伴う住宅や

学校、生活インフラの整備、小売りサービス業の出店など幅広い分野で当町としてご協力していきたいと考えています。既に工事もスタートしていきまして、安平町に対しても工事作業員の住居を含めいくつか企業様より問い合わせをいただいています。

さて最初の質問になりますが、ラピダス進出によるメリットデメリットの部分になりますが、同社が想定しています5兆円規模の投資については10年間程度の期間を見込まれているようで、年間約5000億円の多くが道内や圏域の自治体に落ちることを考えますと相当な経済効果です。また先行となる九州の熊本県などを参考に考えますと半導体受託製造最大大手、台湾積体回路製造、通称TSMCの進出に合わせて半導体製造に必要な資材を提供する企業など15社程度の立地を見通しともお聞きしていきまして、安平町は遠浅地区に約30haの苫東地域を有していますので株式会社苫東とも連携した企業誘致を含め地元の安平町商工会、安平建設協会、安平町誘致企業会、立地企業などを含めオール安平として幅広い連携をとりながら取り組んで行ければと思っています。先般も苫小牧東部地域開発の推進組織であります苫小牧東部開発連絡協議会、通称七社連の総会の中でも遠浅地区の造成等について田中副町長からもお願いをしているところです。

デメリット側としての捉え方になりますが、安平町としてはこうした視点も見ながら受け皿体制も整えていきたいといったところになりますが、ラピダス次世代半導体事業に関しては研究開発から量産まで多くの人に関わることになりますが、半導体事業に関しては世界的に見ますとトップを進む台湾、韓国、アメリカなどから多くの人材が集まってくると思われまますので、そうした多様な国、人たちが快適に生活を送る住環境を作っていく必要が大変重要であると思います。多様な人材が安平町を含めこの圏域で住み続けるための環境への投資については、例えば多言語への対応、宗教的な配慮、生活者のサポート体制の構築が課題と認識していますが、現状としてどのように対応していくか含め、まちづくりの新たな視点、広域連携として自治体が検討しなければならない視点と取り組みだと思っています。デメリットというよりはこうした視点と取り組みをいち早く安平町として施策展開することで更にメリットを強めていきたいと考えているところですが、梅森議員から危惧されるようなご質問の点もありまして、環境の部分ですとか周辺の自治体から周辺の企業からのそういった懸念するような材料というのは過去も苫東含めて千歳大きな工業団地を持つようなところについては、やはり同様な心配をされているようです。そういった声も若干お聞きしているところですので、そういったところへの聞き取りですとかどう対応できるのかもこの後検討していかなければならないことなのかなと思っていますし、あと環境の部分ですが今議員がおっしゃったとおり水の問題があつて、排水の問題ですね。これ一つの例ではあるのですが苫東の中でも工業水を水を使いながら自分の自社で排水処理場を持っているといった企業様もあつて、今回ラピダスも同じ



ような排水処理施設を持ちながら下水を循環していくといった計画も一部お聞きしていますので。全体を把握しているわけではないですが環境的な配慮も一部きちんとやっていく、そういった中で今回のラピダスが動いていくというようなことを事前に情報として入れていますので議員が懸念されていましたデメリットの部分の点については、そういった考え方で進めていきたいとの情報だということをお伝えできればと思います。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 概要は今説明していただいたとおり2月ぐらいに新聞報道で出てまだ3か月ちょっとしか経っていないという中で安平町の総合計画もようやく後期計画が出来てスタートしてきた。様々な計画というのは全て人口が減少していく、そういったもとにおいて社人研で推計した人口減少を少しでも上向きにしていくというのが目標だったわけですが、若干前段前置きが長いですが昨年20年ぶりに社会人口増を達成したという話はさせていただきました。わずか18人でした。でも20年ぶりということです。今年に入っても5月末現在であります。転入が転出を83名上回っている。更に人口も38人増加になっている。これはラピダスの影響ではないと思っておりますが、そういった地道な取り組みがここまで来ているのがまず1点あります。5月22日に千歳の方から周辺自治体にご案内をいただいて、苫小牧そして白老、安平、厚真、むかわ。この1市4町、東胆振の期成会を作って定住自立圏構想を作りながら、まさしく連携を様々な形でしているこの1市4町できちんとラピダスの受け皿となっていくということを議論していきながらやっていかなければならないなということをちょうどこの5月22日に千歳の文化ホールであったのですが、そこで待合室で会った際にそういったお話もさせていただきながら後段違う枠組みの会議の中でもそういったことを1市4町の首長の中で話をしていきながら、当然苫小牧市が事務局があってそこが中心となりながら今後様々な情報についても入手をし共有を図っていかうという形になっています。当然メリットデメリット色々なことがあると思います。でも前向きに移住定住だったり更には企業進出だったり、また関連するところでの様々な波及効果、水問題もあつたり色々な水も足りないというのは安平町は元々課題ではありますから、そういった課題もこれを契機と一緒に解決できれば安平町としてもいいなと思っておりますが、いずれにしてもまだスタートしたばかりで情報収集をしている段階ではあります。町としての考え方はそういった5月22日を契機に急激に問合せも多くなっていますし、後ほど2番目3番目の質問がありますからそれ以上の答弁は後ほどということで今の1番目の関係についてはこういった状況で今現在に至っているということだけ補足させていただきます。

〔梅森議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 梅森議員。

○11 番（梅森敬仁君） ありがとうございます。要するに自然環境については関係自治体周辺の情報共有、これから大変大事になってくるということでご理解いただいているようですので安心しました。

ちょっとくどいようですが先達で安平町の建設協会の総会があって町長もご出席したと思います。その中で協会の方からはいわゆる公共事業、この仕事量のアップ、これについての要請というか要望が出ていたと思うのですね。そういった中で今回の件に照らし合わせてみると安平町の業者がいきなり工事の本体工事に参入するというのはなかなか難しいものがあるのかなと考えていますが、考え方によっては先ほど言ったように熊本県の事例をとると周辺自治体、これ対応できるものがあるのではないかなということで確認してみました。例えば下請けの会社とか工事に参入する会社が同じ敷地内の本体敷地内の中になかなか資材置き場だとか車輛の保管場所だとか、そういうものをなかなか確保するのが難しいので、例えばここであれば札幌から通うよりも近隣の安平町の用地を利用してそういうところから通うことによって色んな燃料代とか歳費が掛からないで対応しやすいということで、千歳市直近はなかなか土地の確保はできないけれども周辺のところでそういうところを探している、当然費用対効果で考えればそういうふうになるのだらうなど。そういった中で例えば宿舎、先ほどもお話がありました昔風に言うと飯場の設置があったり、そういう車が保管場所で利用されることによってこの安平町にお金が落ちる、食料を買う、食べ物を買う、あるいは燃料をここで入れるだとかね。そういうことで地元メリットがある。地元の建設協会でもそういう整備事業としての仕事が回ってくる可能性もあるということも捉えて橋渡しをしてあげたらいいのかなと、勝手に私はそういうふうに感じています。前向きに進めていくということですので、その点も合わせてお願いしたいと思います。更に先ほど政策推進課長から既に数件の問い合わせがあったとのお話ですが、その対応の結果は今どうなっていますか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 現段階では今安平町の中ではどういったことをお手伝いできるか5月22日前後ぐらいから少し考えさせていただいてまして。まず作業員の方たちが来年12月ぐらいがピークで大体6000人規模の従業員の方たちがこの建設事業に関わるということで既に工事現場が始まっています、その工事現場の方たちが住む場所だったり作業用の飯場、そ

ういうところの土地として安平町が提供できるようなものがないかを追分、安平、早来、遠浅からリストアップさせていただきまして情報提供させていただいているところです。

現在建設が始まったラピダスについてはこの6000人のうちの2000人規模、これを鹿島建設の建設JVの方で用意すると。それ以外の4000人部分については周辺の自治体でということが一番遠いところで札幌圏まで既にホテル関係を探しながら作業を進めているというところをお聞きしています。私どもとしてはぜひとも飯場でも建てていただきながら生活に必要なものを地元の商工会を使っていただけるような働きかけをしたいということで地元の金融機関なども通じながら色んな情報提供もさせていただいています。また建設協会も先ほどお話いただきました建設協会様、商工会様にも少しお願いしながら、これから第1段階は作業員の方たちなのですが、その後2027年から従業員の方たちの受け皿もやはり必要なものですから、今従業員の方たちが少しずつ人数が増えていくのが来年の1月ぐらいから1000人規模で人数が増えてくるということで推計として出ているものですから今から例えば集合住宅みたいなものを建設協会だったり商工会の中でも検討できないかというところは公式ではないではないですが両会長の方にもお願いをしながら安平町として連携できる体制をしっかりとりながらというところでお話をさせていただいています。今の段階で送らせていただいた情報に対しての反応はまだ返ってきていませんが、引き続き情報を色んな企業様の方に流させていただきまして、色々な形で安平町ご協力させていただきたいなど、そういった動きで今進めているところです。以上です。

〔梅森議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 梅森議員。

○11番（梅森敬仁君） ありがとうございます。隣町の厚真町の議会はもう終わったようですが一般質問に答える形で宮坂町長が厚真町の中には180数か所の分譲地の区画がありますよということで、いち早く手を挙げて新聞報道に出ていました。やっぱりそういうアピールは非常に大事だと思うのですよね。一生懸命やってくれているのはわかるのですが、そういうアピールも考えて他に負けないように頑張ってやっていただきたいなと考えています。

2番目に進みますが、この件に関してプロジェクトチームの立ち上げってというのが必要ではないのかなと感じています。私たち安平町民は経験しています。何を経験したかということ地震の時にボランティアセンターを立ち上げて、その時民間の方の力を借りて非常に困難を乗り越えてきた。やっぱり民間の力って大事だと思うのですよね。ボランティアの方々にも助けていただいたし、やはりこの130名程度しかいない役場職員の中でこういう大きなことに対応するのはなかなか難しいと思います。民間を交えたプロジェクトチ

ームの立ち上げが必要だと思うのですよね。札幌市ではラピダス対応で市の部局を横断して対応策を検討する会議体と書いていましたね、ちょっと表現は違うのかもしれませんが、それを近く立ち上げますということで苫小牧あるいは千歳市でも既にそういうプロジェクトチームを立ち上げる計画が進んでいるようです。その点について安平町はどのように考えていますか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） ご質問のプロジェクトの立ち上げについては、北海道の次世代半導体戦略室を新設する市、国や千歳市や道内自治体、関連機関との協力体制を構築しました。千歳市においても次世代半導体拠点推進室を職員 11 名体制で新設し受け入れ態勢の準備が進んでいるところです。

安平町としては現段階ではプロジェクト体制の議論というのはありませんが、先ほど町長もご説明の中にありました東胆振 1 市 4 町による東胆振定住自立圏や、もう一つあるのですが千歳苫小牧地方拠点都市地域整備推進協議会との枠組みの中でしっかり議論しながら連絡体制をまず整えていく必要があるのではないかなと思っています。安平町としては今度庁舎内で情報共有会議の開催や将来的な部署の設置も含め今後検討していきたいと現段階では考えています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 今答弁したとおり基本的には一つの町が何かどうこうするぐらいのものではなく、トヨタが来た時にも 2300 億ぐらいと確か聞いていましたが、それを単年レベルで上回っていくというような 20 倍を超える 5 兆円規模ということもありますので、先ほどの繰り返しになりますが 1 市 4 町これは苫小牧を中心としながら。また千歳苫小牧地方の拠点都市の地域整備の協議会はこれは平成 5 年に計画を作りもう 30 年が経過していますが、まだこの協議会は生きていますので、これまでコロナ禍で書面総会が続いてきましたが、これがまたもしかするとこれは恵庭も入っているものですので、千歳も入っているものですから。まさしく拠点で描いてきた構想が今千歳の美々ワールドを中心にラピダスが来た。科技大学もこの拠点の計画に基づいて整備されてきたということでいきますので、そういった協議会も当然活用させていただきながら、それぞれの町、地域の役割というものを広域化の計画では位置づけていますので単独の町でどんどんそれぞれが、例えばバラバラにアピールしていけばいいということではないという部分もありますので、当然安平町のこれまでの計画で言ってきた町民とも議会とも約束

してきたところをベースにしながら当然巨大なプロジェクトが動き始めましたので、そういったところの情報を広域的に共有を図って同時並行に今度の第3次安平町の総合計画も当然令和8年に向けて策定をすぐこれ4か年計画に後期計画していますから2年経つと策定の準備に入っていくわけですね、そういったところを長期的なスパン含めて総合計画の中で議論させていただきながらきちんと工業団地ということはどうなんだとおっしゃる方もあろうかと思えます。そういったものは短い期間ではできませんのでね。長期的なことも含めて総合計画の第3次の中では当然決定をしていかなければならないと思っています。2番目の質問はまだということ、今プロジェクトの関係を言ってもよろしかったですか。

○11番（梅森敬仁君） どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） はい。今のところ震災であったりコロナ禍でいけばコロナの関係で感染症対策の問題協議会というものを立ち上げて先月の5月で終息を掛けましたが、コロナ禍の対応のためにプロジェクトと言いますか庁舎内の横断的な会議体制を作ってやってきたような経験もあります。

現在先ほど申し上げた5月22日の説明会を受けて5月27日になりますが、安平町は対面方式だけでなくラインワークスも一昨年に導入されています。その中のグループをラインワークス内にトークルームというものを作って、それ以降情報共有を図っています。私または副町長であったり政策推進課、商工観光課、施設グループ。今12名これからも追加していくかもしれませんが、随時情報共有または意見交換もできるような電子の中ではありますが、そういったものはチームラピダスということで仮称であります。既に作りますので。こういったものを定例庁内会議、今月もありますので、そういった中でまた提案させていただきながら民間という話もありましたがそういったところも安平町単独というところが必要なのか、そうではなく広域的な中でそういった民間の方にもご協力いただくのかを含めて検討して参りたいと考えています。

〔梅森議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 梅森議員。

○11番（梅森敬仁君） わかりました。チームラピダスですね、期待をしています。仮称ですか、仮称ですね。最後に基本的なことで申し訳ないけれども、そういった中で色々これから対応先はどこにするのかということをしっかり見極めていかなければいけないと思うのですよね。全体ですよと言ってしまうとそれで終わりだけでも安平町としてどの分野に入っていけばいいのかなということ。例えば国であれば先日西村経産大臣が来てインフラ整備の支援をしますとか、北海道の鈴木知事もラピダス対応で用排水施設整備の調査に着手しますということで1億2000万の補助を計上しているとか

色々入ってきています。苫小牧の市長がラピダスの会長と話し合いをしたとか色んな事もありました。そういった中で当然進出関連企業ということもあるのでしょうかけれども安平町としては今どこに対応をしているのか、もしくはどこに対応をしていこうと考えているのかについて説明をお願いします。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） ②のご質問とも一部重複しますが、今後の動向をまず見極めていく必要があるのかなと思っています。加えまして圏域の自治体と連携しながら対応を検討していきたいというのが梅森議員からご質問いただいた中で私どもご答弁させていただいているところです。

本事業については先ほど町長が申し上げたとおりどこか一つの自治体、どこかの企業ということではなく、産官学金労こういったオール北海道の体制でまず取り組んでいかなければならないのかなと認識しています。加えてご質問いただいた中で今後どこというところがあるのですが、今胆振振興局、道の方からもここの連携体制を今これから作っていくようなお話もお聞きしていますので、まずそういったところと連携をしながら行政間で何ができていけるのか、そこに地元の企業だったり商工会、連合会を含めてそういったところとどう協力していけるのか、どういった体制で組んでいけるのかをしっかりと進めていかなければならないのかなと思っていますし、先進地である熊本あたりは県知事が中心となり例えば人材育成とか各アクセスの部分、国際交流、教育、町の北海道でいけば北海道のPR、あとは自然環境先ほど1番目にご質問いただいたそういった各分野ごとに広げていくのかなと思っていますが、一つめのご質問にいただきました私どもの町は工業団地を持っていないものですから苫東と連携をしていく。ただ連携していくにしても開発に多少なり時間が掛かりますので最初は住居というところでもまずご協力できるのが安平町としてはあるのかなというところで4地区宅地関係でご利用できそうな用地もピックアップしながら資料としてはまとめさせていただいていますので、まずはそこを一つ見ていきながら全体協議の中でできることを対応していきたいなと考えています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 先ほど梅森議員がおっしゃられた苫小牧市長も新聞報道でもありましたが6月15日に小池社長と面談されていると報じられていました。まさしくこれはその前段で1市4町で集まった時に苫小牧市長がそちらの方に行く際にはそういった話をお願いしますよと1市4町でお願い

をして行っていただいて、そういった情報も交換していただいていると思っていますので。その結果はまだ聞いていませんが、まさしくそういった中核市、うちで言う苦小牧市が中心となりながら情報もそれぞれ入手して共有を図っていきながら我々の町の特性をどう活かしていけるのか、このラピダスという巨大なプロジェクトに対してどういった貢献ができて町にとってどういう有益な取り組みができるのか。そういったところをこれから詰めていきたいと考えています。

〔梅森議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 梅森議員。

○11番（梅森敬仁君） わかりました。これも新聞報道ですが鈴木知事はその中で前例のない壮大な国家プロジェクトにスピード感を持って対応したいんだということで発言なさっています。ぜひ安平町もこのスピード感を持って対応していただきたいと思います。住民は期待をしています。

それでは2番目に入りますが、小学校が閉校になった安平と遠浅地区の対応、これ活性化という点から今後どのように進んでいくのだろう、両地区の住民は不安に思っています。先ほど他議員の質問にもありましたが要するにまだはっきりしたことが決まっていないという内容だったと理解しています。それと戻って申し訳ないけれども安平地区と遠浅地区ということで昨年に地区別計画協働実行プランということで資料を貰っていますが、私は理解したつもりですが地元住民にとってみたら、特に遠浅住民にとってみると安平地区が先行でその後追いの形で遠浅が始まりますよとなると遠浅地区の住民はどうしてもなんでこちらが後なんだということで同時進行できなかったのかというお話が未だによく耳に入ります。その点について地元の方にきちんとした説明が必要だと思うのですよね。その点についてはどうお考えですか。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） ご質問にありました旧安平小学校、遠浅小学校の閉校後の利活用については、この問題は2つに切り分けて考える視点があると考えていまして。1つは学校をどうするか、もう1つは地域住民としてその学校に対する合意形成をどう作っていくのか。この2点で考えている部分があります。

まず利活用を行政側としてどんな対応をしているかということから説明をするのですが、今年の2月に安平町閉校施設等活用方針を策定し小学校の利活用を含めた安平、遠浅両地区の地区別計画の策定との整合性を図りつつ各

地区の活性化を進めるための具体的な方針を定めるものとしています。これは行政側の受けの対応の部分です。この活用方針の中では安平町の財政状況等を踏まえた施設改修を基本としつつ短期的、長期的といった活用の区分や6つの利活用方法の分類整理のほか利活用の決定の判断基準、意思決定フロー図等を明記しているところです。特に閉校施設等利活用における優先順位という項目では1番目に地域による活用、2番目に公共公用施設としての活用、3番目に民間事業者による活用、4番目に解体除去としており、優先順位を定めているところですので、安平遠浅両地区への住民説明については、こうした活用方針に基づきながら地域住民や自治会等の意思確認と地元説明等を前提とした対応で閉校利活用に対する地域住民の不安払しょくに努めて参りたいと考えています。

次にこうした対応と並行する形で先ほど米川議員の質問と重なるのですが、地区別計画協働づくり事業として安平地区や遠浅地区などの旧小学校区等を範囲としたコミュニティ圏において3か年計画となる協働実行プランを策定実践する取り組みを進めているところです。現在安平地区が先行地区として令和4年度にプラン策定作業に着手、令和5年度からプランに基づく活動が開始されたところです。遠浅地区については令和6年度にプランの作成作業に着手、令和7年度から活動開始というスケジュールとなっていますので、両地区の閉校施設の利活用にかかる地域での合意形成については、この協働実行プランの取り組みを通じながら地域の活性化に向けた各種取り組みを進めていきたいと考えているところです。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 地区別計画については元々学校の統廃合に関わらず私の第1期目の公約の中でもこれを掲げていたものでして、その当時は2年ずらして地区別計画を作っていくという方向性は出していました。その間、それ以降胆振東部地震があり、そして学校の統廃合というところが安平地区が先行して議論が進み、そして1年ぐらい遅れた形で遠浅が最終的には統廃合に至ったという流れにあります。また内部的な体制についても両地区の地区別計画を同時並行に進めていくことは非常に難しさも大きいということもあって、安平の方で進めていきながら、そして経験も活かしながら遠浅でということ若干期間の時間差を設けた中で進めてきた経過があります。

また地理的な要件でいきますと安平地区は安平公民館に隣接する形で旧安平小学校がある。また学校の活用の仕方も地区別計画の中で今議論されていますし、その内容は1番目の米川議員の一般質問の際に答弁した方向性で今進んでいるわけです。一方遠浅地区においては遠浅の中心部の市街地区と学校が離れた距離にあるということでまちづくりをしていくにしてもなかなか



取り組み方が差異が出てくる。学校の後活用についても場合によっては富岡小学校の廃校されたような、ああいった活用の方法を含めて検討もなされる、そういったことを想定して学校の廃校の後の活用方針、そのルールづくりを昨年度行ってきたということであり、そして既に遠浅小学校についても廃校に3月いっぱいをもって閉校になったわけですから、その学校の活用を試みたいという問い合わせも複数件いただいていますので、そこは同時に進めていきながら前段申し上げた地区別計画のルールに基づいて遠浅は先ほど申し上げたように学校の位置が異なっていきますので、そういった活用が地区別計画の中でどう位置付けていくのか、こちら辺り場合によっては安平に倣いながら先進地の視察みたいなのところも出てくるのかもしれませんが、なぜ同時じゃないのかというところは背景的な違いまたは地理的な違いもあってそういった状況で進めてきているというところですよ。

〔梅森議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 梅森議員。

○11番（梅森敬仁君） わかりました。ちょっと道逸れて悪いのですが、いずれにしても利用までの間には空白期が生まれると理解したところですよ。そういった意味で前に戻って申し訳ないけれども政策推進課長ですね。その学校の用地というのをラピダスの、稼働して入ってくる業者に用地を貸すだとか、例えば資材置き場、車両置き場あるいは会社として宿舎として学校を利用してもらおうとかが一つの手なのかなと。これ空白期をただ誰も利用しないでじゃなくて、そういう利活用の方法もあるのかなという気がします。というのは先達での自治会長会議の中で安平地区の会長から学校の保管管理というか周辺整備、グラウンドの雑草だとかそういうものについての管理もちゃんとしてほしいんだということで、はっきりするまでの間自治会で負担させるのも大変だということで町側で対応しますよという返答をされていたと思うのですが、そういう企業に貸すことによって劣化を防ぐだとか、校舎であれば水回りは1年も空いてしまうとほとんどダメージが大きくなって使い物にならないという話も聞いています。そういった意味でそういう利用というのは可能ですか、どうですか。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） ご質問のありました今空いている学校を有効活用できないのかとのご質問だったのですが、こちらの対応については先ほど説明した地区別計画ではない安平町閉校施設等活用方針、こちらの方にルールを定めておまして、地域住民の方から自ら考えをどう使っていくかは期

間が必要だと行政としても捉えています。その間に場合によっては選択肢として民間企業等がこの施設を使いたいんだと言ってきた場合には、それを町が受け止めることはできる対応にしています。来るのですが、その判断をするのは必ず事業計画を見させてもらって、それが継続的に持続的に運営できるかをしっかり行政としても議論しなくてははいけませんし、それを必ず学校を使う前には地域住民に説明をしていくということがこの方針の中で書かれていることでして、先ほどの優先項目は仮に民間企業が遠浅小学校を使いたいんだ、安平小学校を使いたいんだと事業計画を持ってきた際には行政がその内容をしっかり確認しつつ、必ず地元の住民の皆様、自治会の皆様にも説明をしてその合意を受けながら必要な手続きに入っていくというのを定めたのが活用方針になっています。

この活用方針の中では一時的な利用ということも項目として構えていまして、先ほどのようなラピダス関連企業が一時的に利用するという内容のものであれば、それを具体的な事業計画を持ってきていただいた場合には町は対応しながら内容に応じて、それもまた地域住民の方々に説明しながら活用を見出すことは可能な方針を今用意している状況となっています。

〔梅森議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 梅森議員。

○11番（梅森敬仁君） ちょっと脇道に逸れて申し訳ありませんでした。話を戻しますけれども、最近遠浅地区の方と話をすることが多くて畜産公社、事業拡大で従業員も50人程度増えるんだよとかアイリス団地も非常に好評で満杯になってきたのでそれを拡大したらどうなんだとかね、あるいは遠浅地区だけ介護施設、養護施設が無いので何とかならないのかとか。あと今年から始まっている酪農2号線の拡幅工事に関してもラピダス出来たら交通量の流れが変わってくるのではないかと、量が増えて対応できるのかとかね色々な話が出てきています。その中で私が言いたいのは地元の人色々不安に思っているのですよね。役場側から理事者側からは色々な情報を発信しているのですが、なかなか一人一人には伝わって行きづらい面が出てくると思うのです。それで私、議員懇談会の時にお話を地元の人にしましたが政策推進課の施策で町職員による地域サポート制度ってあるのですよ。私が調べました。そうすると遠浅と富岡、今回の直近の自治会にはこれ派遣されていないのですよ。だけでも遠浅地区には職員の方数名お暮しになっているだろうし、富岡についても役場からはそんな遠い場所ではないのですよね。そういった中でそういう制度を利用してもらって、自治会から要請があったら派遣しますという内容になっているのだけど、これはこういう事案を踏まえて役場側から、理事者側の方から地元自治会に対して自治会の役員会だとか自治会長さんに対して色々意思の疎通が大事になってくると思うのですよ。そうい

った意味の取り組みを積極的に行っていただいて、住民と情報の共有、これを積極的にしてほしいなと思いますがいかがですか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 地域サポート制度については、今ご指摘のとおり遠浅であったり富岡については配置をしていないということで、これは職員の自主的な意思に基づいて今行っています。そういったサポート制度の職員が配置していればそういった課題も伝わりやすい面はあろうかと思いますが、今の挙げられた重要政策に耐えられるということでいくとなかなか職員サポート制度とは切り離して自治会町内会、遠浅でいけば自治会また連合自治会含めて何かそういった機会を個別に畜産公社であれば昨年9月に説明会があった、遠浅酪農2号線もそういった個人に関する説明会もしてきた。個別にはあったり、また対象者が、エリアがということで全体になると自治会を通してきちんと説明をしたり情報を提供していくのは重要だろうなと思いますので、ここで他の自治会もっていう形になって、それはそういうことになればなっただ構いませんので、何かそういったことがあれば我々からも今日の議会の議論を踏まえて遠浅の自治会長の方にはお話をさせていただいて、そういった場を設けていただければまずは概要を知りたいと思いますのでね、情報提供はすることができるのではないかなと思っています。

地域サポート制度についてはこれからもなるべく職員が、若い職員も地域に関わっていく、まちづくりに参画していく、そういったところを狙っている部分もありますので、そこは今回の対応は切り離した中で、そこを否定するわけではないですけどラピダスだったり畜産公社、介護施設、遠浅酪農2号線もそうですね、大きな重要な施策ですので。こういったところについては政策推進課が中心になるかもしれませんが、そこら辺、対応をするテーマに基づいて担当者、担当課も交えながら対話できればいいなと思います。

〔梅森議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 梅森議員。

○11番（梅森敬仁君） わかりました、よろしく申し上げます。私の発言した趣旨というのは住民の不安を払しょくしてあげてほしいというところにありますので、そういうことが住民サービスにつながっていくと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。以上をもって私の一般質問を終わります。

○議長（多田政拓君） ご苦勞様です。以上で11番梅森敬仁議員の一般質問を終わります。

次に4番鳥越真由美議員の一般質問を行います。

**【通告No.4 4番 鳥越 真由美】**

〔鳥越議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 鳥越議員。
- 4番（鳥越真由美君） 休憩に入るのかなと思ったのですが入らないのですね。
- 議長（多田政拓君） 続けてください。
- 4番（鳥越真由美君） はい、4番鳥越です。私は今回3点について質問をさせていただきます。

1つ目はまず子育て世代の移住促進をもっと魅力化するためには、以前は中学生までの心の不安をどうしていくのかとの話をさせていただいたと思うのですが、今回は高校生以上についての質問をまずさせていただきたいと思えます。

現在安平町では子育て教育の更なる魅力化を目指し第2次安平町総合計画中期計画との整合性に配慮しながらまちづくり基本条例第18条第1項に規定する第3期安平町生涯学習計画を策定し、その中で安平町に関係する全ての人たちが学校を通じて大切にしたい価値や判断指数を示すために教育ビジョンを定めています。この教育ビジョンを基にしたあびら教育プランは社会に開かれた教育課程の充実を図るために教育課程へ位置づけ、拡充していくことを今年度の教育長の執行方針で謳われています。これまで取り組んできたあびら教育プランを享受した子どもたちはもとより、関わってきた高校生への波及効果も感じるどころです。安平町の取り組む子どもから大人まで全ての町民が充実した学びと自己実現が図られるための学習学社融合、ふるさと教育を基底に支え、支えられ、遊び、探求、挑戦し、新たな世界へ子どもたちは羽ばたいていっていると思えます。これからも羽ばたいていきます。そこで次のステップへ進んだ子どもたちに対する安平町の考え方を聞かせていただきます。要するに、こういう教育課程を享受した子どもたち、中学を卒業した後をどうしていくのか安平町は、という質問になります。

1つ目、子どもにやさしいまちづくりの子どもとは何歳何年生までの範囲を示していますか。

〔永桶教育次長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） 安平町の総合計画にも記載しているとおりに0歳から18歳までの範囲で考えています。これにおいては児童福祉法や子ども権

利条約等に基づく18歳ということの基本としています。

〔鳥越議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 鳥越議員。
- 4番（鳥越真由美君） ありがとうございます。  
では2問目。高校生以上が対象となる事業とその予算をお願いします。

〔永桶教育次長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） 高校生、大学生向けの給付型の奨学資金事業補助金は、115万2000円を計上していますが、今のところ本年度については要望額は158万4000円を見込んでいます。そのうち高校生の採用は57万6000円、8名の方が該当となる予定となっています。他にスポーツ団体の参加助成金として271万6000円を計上しています。こちらも高校生だけの事業ではありませんので参考までに令和4年度の高校生が利用した実績を示しますと45万119円を補助しています。以上です。

〔鳥越議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 鳥越議員。
- 4番（鳥越真由美君） ありがとうございます。これは教育委員会の予算の中の話だとは思いますが、高校生まで保護者の収入に、これから変わっていくのかな、上限あったりするのでは医療費の補助も確か高校生まで拡充されているという認識ではあります。それも高校生までの取り組みと受け止めています。インフルエンザ予防接種助成制度というのがあると思うのですが、確か認識では中学生までとなっていますが、ここ確認させてください。

〔田中副町長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 副町長。
- 副町長（田中一省君） 只今のインフルエンザの部分については資料を持ち合わせてはいませんので、後ほどという形でご理解願います。

〔鳥越議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 鳥越議員。
- 4番（鳥越真由美君） はい、確か中学生までだと思うのです。それで後で合

わせてお答えしていただきたいのですが、その中学生に決めている根拠を教えてください。それは後からお答えください。

安平町の奨学金の先ほど、これ今年度ですか8名、57万6000円。これ去年のやつですかね。その奨学金の募集人数と基準、一人あたりの額を教えてください。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 57万6000円は今年度現在受け付けて終わった金額となっていますので、高校生においては月6000円の12か月という計算で行っています。ちなみに大学生はその倍の1万2000円の12か月分の計上をさせていただきます。

○4番（鳥越真由美君） 基準も。

○教育次長（永桶憲義君） え、基準。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 基準においては所得制限、所得で計算するのですが、一応要保護の1.3倍という保護基準の1.3の基準の所得であって、成績要件が4.0以上の方という形で基準を設けています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 何名応募がありましたか、大学生以上も含めて。今年度ですね。全員採用になったものなのか、それとも募集して基準から漏れた人がいるのかどうかというところも教えてください。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 全体の数は記憶をしていませんが、3名ほど確か不採択になった記憶があります。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

- 4番（鳥越真由美君） わかりました。  
では次に進みます。追分高校に対する事業と予算額をお願いします。

〔永桶教育次長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育次長。  
○教育次長（永桶憲義君） 追分高校の事業におきましては、道立追分高等学校支援事業として一律で補助金として885万5000円を交付しています。

〔鳥越議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 鳥越議員。  
○4番（鳥越真由美君） 4番目に移るのですが、今の追分高校の部分ですね。追分高校の存続については当然活動していくべきですし努力もしていくべきですが、先ほどの町内の子どもに対する支援の額と今回納税している方々の子どもに対する支援額と追高に対する支援額が少し乖離があるのかなど。別々の事業なのでそこは一緒にはならないと思うのですが、そこはちょっとどう思っているのか見解だけ教えてください。

〔永桶教育次長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育次長、。  
○教育次長（永桶憲義君） 一応そういう表現となると、いいですか、はい。

〔及川町長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 町長どうぞ。  
○町長（及川秀一郎君） 感想ということですから、先ほどインフルエンザのやつは今総合計画を見ましたら中学生までという形になっていました。それぞれの支援をこれまでも様々な形で拡充してきた歴史はあります。ただ追分高校は存続支援問題協議会、これが3学級が2学級になり今1学級になり、そういったところがあって学校が無くなるといったことを防ぐことでこれまで対策を拡充してきたという背景がありますので、今鳥越議員もおっしゃられたとおり取り組み事業は別ということですから、町内のお子さんを、高校生を対象とするお子さんに対する支援が少ないのではないかのご指摘だと思いますので、そこについては率直に高校に対する支援額と単純に比較すると少ないと言われてもやむを得ないのかなと思います。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 先ほど町長もおっしゃったように総合計画の方にインフルエンザも予防接種の助成制度も中学生までなのですよね。なぜかわからないですが国もその自治体も高校生になると急に何もしてくれなくなるとというのが親、子育てが終わった人間としてすごい感想なのですよね。入口には物凄いやっているような2万円入れますとか、妊娠期からとか0-2歳からとかおっしゃるのですが、一番お金掛かるようになった途端にさあ自分でやってねみたいなのすごい印象があるのが実感です。

4番目に移るのですが、昨今の物価高騰による影響を最も大きく受けているのが食べ盛り、大きくなると服1枚も高くなっている高校生以上の子どもがいる世帯であると思っているのですが、大学生も専門学校生も同じです。対応策など検討はしていますか。例えば道が牛乳券を配りましたみたいなものをやっていると思うのですが、町としての何か考え方があるのかどうか。それから例えばふるさと納税などの寄付金の活用などの可能性はどうかかなと思います。いかがでしょうか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長

○教育次長（永桶憲義君） 確かに追分高校の在籍する生徒の支援のほか寄付金などを活用した今、先ほど説明しました奨学金制度とかは中心としてあるのですが、教育委員会の担う事業としては正直物価高騰などの生活困窮面の対策というような考え方で取り扱っているものが少なく、手助けレベルの対策が教育委員会レベルの対応かなと思っています。そして財源についても基金を崩しての対応なので、其他のご質問ということになればちょっとまた違う観点での支援策が必要かなというのが正直な答えになるのかなと思います。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 今回のご質問が高校生に対する支援の部分であったり追分高校にかかるご質問だったので、今お聞きするとそういったことだけでなく義務教育の中学生までに対しては国も北海道も安平町も手厚い支援はしてきているけれども、その義務教育を終了した途端なかなかそういった支援が届いていないと。それも例えば医療費の部分で今18歳まで拡充したり、所得要件を外したり。個別には少しずつやっていますが高校生を対象とした支援を充実していくという柱に基づいて何か総合的にやってきてはい



なかったということが今の議論の中で明らかになってきたというところも  
あります。児童手当の支給年齢とかも国も今回 18 歳まで引き上げというこ  
とも言われてきていますから、方向性としては国も今ようやくそういったこ  
とに舵を切ってきたのかなと思います。安平町としてはそういった C F C I  
の子どもにやさしいまちづくり、1 つ目の答弁で申し上げたとおり対象は 18  
までということであるならば 18 歳以下の子どもたちに対して安平町として  
のきちんとした対策だったり支援をすべきではないかと受け取りましたの  
で、ここは C F C I の理念だったり取り組み施策事業についてはこれまで横  
断的に職員研修も毎回新採用職員に対して、また我々既存の職員に対しても  
やってきましたが、今の点についてはそういった視点での検討というのはな  
かなかしていませんでしたので、改めて義務教育、高校との差異、そうい  
ったものを洗い出しをさせていただきながら検討をさせていただければと思  
います。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員

○4 番（鳥越真由美君） 第 2 次安平町総合計画後期基本計画の中に施策の方向  
性として 18 歳までのライフステージに応じた子育て支援策充実を目指すとい  
うのがあるのですよね。でも、やっぱりなかなか子育てはどちらかとい  
うとお母さんたちがメインなので作っている方々はそこに目がいかなかった  
のかなと少し残念に思っています。18 までと言いながら 15 までだったな  
という感じがします。国の方も先ほど町長もおっしゃったように国の主導によ  
って賃上げ効果が出てきているとおっしゃってそういうふうに報道されて  
もいますが、別の見方で報道もされている部分で現在の物価高には本当にと  
ても追いついていないというのが現状だと思っています。例えば来年度から  
支援される子ども手当についてだって、例えば 3 か月に 1 回出ても 1 万円と  
か 1 万 5000 円が 3 万円貯まって出されたとしても教育費には繋がっていか  
ないのが実感です。教育費に繋がらない支援というのは、私たちの町が一生  
懸命子どもたちを夢に向かって背中を押しているのにやっぱりお金だよ  
ねという話に当然になってしまうのが今の実態なのですよね。先ほど 3 名の奨  
学金の漏れた方がいるって。でも諦めている方も実際は、本当はいて、その  
収入の線引き、成績も関わってきます。たった 8 人しか高校生の奨学金も受  
けられないっていうのは何かちょっとびっくりというか、それしかないのか  
なというのはちょっと驚きです。それで例えばふるさと納税ですが、先ほど  
ふるさと納税も活用して私できないのかなと思ってちょっと計算してみた  
のです。そうしたら令和 2 年の第 7 回定例会の事務報告で添付資料にいた  
いたものと、平成 31 年の時にこれは震災の後なのでちょっと額は大き  
いと思いますが、その時が 6 億 5463 万 9400 円。返礼品の、町内の返礼品と

してお支払いする町内の事業者に対する額が1億9147万9812円なのです。この全体のふるさと納税額から見ると約3割だと思っただけです。その他にシステム手数料とか当然支払いますので、残った額が2億7480万1593円となっているのですよね。この町内事業者が利益として得られる額と、それぞれの例えばまちづくり基金とか色んな項目に入っていく以外に町長おまかせという項目もあると思うのですが、それらを足すと毎年きっと2億以上は、最初の6億5000万という平成31年、令和元年ですね、を除いても安定して毎年入ってきているのではないかなと思うので、3つについて税務課長に聞きたいのですが。

1つ目が返礼品によって町内事業者の利益総額は納税総額の約3割と捉えていいのか、さっき私が言ったのですがそれが1つ。

それから2つ目、毎年1億円を超える返礼品により事業者の納税額も増えていると思うのですがいかがですか。

それから3点目、後期財政計画の中では自主財源として安定財源と捉えており、活用は可能ではないかと思うのですがいかがですか。

[及川町長挙手]

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） すみません、細かな質問を聞き逃していたのですが、ふるさと納税の関係でいくと今ご指摘いただいた令和元年は震災の関係もあって収入が多く、その後令和元年2年3年4年と、ここに実績数値もあるのですが、最近ここ3年は最終的に町として事務手数料とか返礼品を除いた中で2億3000万台平均は何とか企業版ふるさと納税も含めて確保してきている。町長おまかせの分については早来学園の建設。今年度も外構工事がありますから、そういった中で財源として充当させていただいてきています。当然実施計画は4年間分作っていますから、そういった中でふるさと納税も100%見ないようには歳入として、収入として見ないようにはしていますが、当然令和6年度以降についてはこれから予算の秋以降にかけて実施計画、3か年の実施計画を作っていきますので、当然そういったふるさと納税であったり企業版のふるさと納税の財源を活用して先ほど申し上げた子どもに対する支援の拡充というところは当然入ってきてもいいのではないかなと思っていますので。これまで胆振東部地震の復旧復興の復興計画の最終的な大きな事業は令和6年町民センターの耐震化に合わせた大規模改修、あとは防災支援倉庫の完成で令和6年で終わる予定ですので、その後はやはり総合計画の柱に基づくCFCIの理念に基づいた子どもに手厚い支援にシフトしていくことが必要だろうと思っていますので、ここは先ほどの答弁と重なっていきますが18歳以下の支援について様々な今までの義務教育との違い、更には義務教育も含めても何か制度上家庭において相当な困り感があると

いうところを調査させていただきながら、そこに手立てしていくようなことを内部でも検討させていただければと思います。当然理念的なことを総合計画の中にも方向性は全て書いていますから、そこから何か外れることではないのですが、今までは胆振東部地震の復興であったりコロナ対応策にエネルギーを注いできたというところも否めませんけれども、一応今年9月で震災から5年という節目を迎えることで安平町においてもそこで一度整理させていただいてCFCI、これまでも進めてきたまちづくりについては必要な施策というものをもうちょっと踏み込んで考えていければいいなと考えています。

〔下出税務住民課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課長。

○税務住民課長（下出佳史君） 質問の中でふるさと納税の売り上げ、これが事業者の収入になっているのかというお話だったと思います。これについてはそもそもふるさと納税をしていただいて、その内返礼品の分、それから手数料の分それが半分を超えないようにある程度の基準があるかと思っています。計算言われていたとおり3割程度が事業者の方に行っているだろうと。じゃあそれがそっくり事業者の収入かという、収入にはなっても当然事業者は仕入れて販売してとそういった手数料的な部分もあるから必ずしもそれがそっくり収入かといったらそうはならないだろうと思っています。

またそれが税収増に繋がっているのかというところについては必ずしもそれがふるさと納税多く入ったから事業者の利益が上がっていると言いたいのですが、なかなかそこは見えてはこないところです。以上です。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 税収、売り上げがあったからと言って個々の問題です。ただ総額として1億何千万というのが毎年事業者の方に行っていることだけは確かなので決してマイナスでは私はないと私は思っている、先ほど町長もおっしゃっていただいたように今まで目を向けて来なかった世代に対して少し目を向けて、今本当に喫緊の問題で国も来年、今決めても実際に手当が行われるのは来年の10月以降とかそんな感じではあるのですよね。だから今年すぐ安平町ができるかと言ったらそういうことは厳しいとは思いますが、例えばあまり大きいこと言うなよって言うかもしれないですが、例えば先ほど言ったように整理するとふるさと納税のシステム、ふるさと納税からシステム運用業務委託料を除いて項目別の分を引いた、先程まだ今年使うと言っていた町長おまかせ事業と事業者からのあるかないかわか

らないですが納税分を足した額のうち毎年1億円までは使わないと思うのですが、それを活用して例えば、ざっくりですよ高校生100人に毎年30万円、それで3000万です。大学生、専門学校生も50万を100人だと考えると5000万。毎年8000万ぐらいの教育を継続するにあたっての背中を押すぐらいの額がここにきて必要なのではないかなとは思っているのです。大学を受けるのも1校受けるのに大体受験料3万円。3校受けたら約10万で泊まったり足代を入れると1校受けるのも10万ぐらい掛かる、3校受けるのに30万ぐらい掛かるのが実態だと思っています。本当にひっ迫している状況が実際の収入額よりも出ていく額が多すぎて収入だけでは見ないでいただきたいというのは本当に思っています。先ほど奨学金が漏れた3名は成績なのか収入なのかはわかりませんが、そこに申し込むということは年間12万でも14万でも欲しいという思いがあるんだと思います。今後当然追分地区の例えば小学校の建て替えとか将来的な大型事業も控えていることは承知しています。でも教育費というと建物を建てた学校を建てたという教育費と捉えられる方が多いのですが、そういうハード面だけではなくてせっかくあびら教育プランなどによって育ちゆく子どもたち個々に対する支援があつてこそまちづくり基本条例の担い手づくり第18条第5項に町は次世代を担う子どもの成長過程における保護と支援の必要性を認識し、子どもが健やかに育つ環境整備に努めますとあります。先ほど町長もおっしゃったようにまさにCFCI、子どもにやさしいまちづくり事業実践自治体としての取り組みとして町民の理解も得られるのではないかと思っています。先ほど見解は聞いたので、今出してくださいと出してすぐ出してもらえないものではないと思うのですが、例えばその額にはならなくても1つの方法として本当は今年度何かあればいいなと思うのですが、次年度の例えばふるさと納税の項目に子どもへの投資分みたいな項目が増やせたらいいなと思うのですが、その点についてはいかがですか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） ふるさと納税の関係では色々と項目がありまして、おまかせ事業の中で例えば今みたいな提案を受けてそれをまた細分化するというのは当然これまでの事業の中ではやってきました、1つの事業に全て充当しているわけではないので。方法論としては可能だと思います。私が今やりとりした中で、これまで考えてきたことはこのまちづくり基本条例の18条の第5項。この次世代が担う子どもの成長過程における保護と支援の必要性を認識し子どもが健やかに育つ環境の整備に努めますという、ここについては解説の中でも町民の権利を有する子ども満18歳未満の町民をとという形になっていますので、そういったこのまちづくり基本条例のまさしく今申

し上げた条項、これを受けてこれも公約ではありますけれども子どもの環境教育条例、そういった制定を目指してきたわけです。その条例をただ作るのではなく、その取り組みの中でCFCIという理念を今醸成をして、そして実践自治体までできたということですから、その基本条例を作っていく中において今鳥越さんが言われたような高校生だけではなく、もしかすると乳幼児に対する支援、これまでもずっと議会で言っていた病児・病後児保育と言ったところも全て含まれるのが子ども環境教育条例みたいなものなのだろうなど自分は思ってきましたので、そういったところにふるさと納税であったり企業版ふるさと納税をこれを一定割合という形でいくら入るかわかりませんので一定割合の中に入れていくというようなルールづくりみたいなことはできるのだろうなど。その条例づくりの着手の、条文の着手はまだ入っていませんが、そういったことは総合計画にも書いてきましたがこれまでずっと私が一貫して言ってきた流れはそういったことですから、今まさしくそこまで広がるご質問だと認識はしていなかったのですが、そこに繋がる問題だと思しますので、細かな部分はまだまだたくさんあるかと思いますが、そういった子どもに関する理念条例ではなく、もうちょっと踏み込んだ実効性のある、またそれを育てていただいている保護者に対しても非常に有効だと感謝されて町と一緒にまちづくりを進めていくようなことに繋がっていくものにしていきたいと思います。なかなか答弁としては難しいですし、大きな話をしていきながらその中で整理していくべきものかな。ただ、だからと言ってそれまで手を付けないということではなく細分化の施策事業としてこれまでも1個1個は取り組んできていますし病児・病後児保育も忘れていません。ずっと色々な場面において言って何とか前に進めるべく調整は常に行っていきますので、その1つ新たな課題として受け止めさせていただいて、早ければ早いほどいいというところもありますから、そこら辺も財政サイドまたはそれは当然予算提案する際には議会の皆様方にもご了解をいただきながらならろうかと思っておりますけれども、手続きをきちんと踏んで取り組んでいきたいと考えています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 他に自治体では例えば佐呂間町だとか白糠町は確か太陽光が何かの手数料は全部子どもたちの方に回る仕組みを作っているところがあって、私もそういう回してもらえようような手数料ってないのかなと探したのですが安平町はないみたいで、使いやすいのは先ほど言ったふるさと納税のかなと思いますので、ぜひできるだけ早い感じで検討をお願いしたいと思います。2本目に、

○議長（多田政拓君） あ、鳥越議員。質問の最中ですがここで15分程度休憩したいと思えますけど。

○4番（鳥越真由美君） ここで。

休憩 午後 3時07分

---

再開 午後 3時21分

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて鳥越議員の一般質問を続けます。鳥越議員の質問に入る前に、先ほどの答弁の中に答弁保留がありましたので、答弁を求めます。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長どうぞ。

○副町長（田中一省君） 先ほど鳥越議員の一般質問の中でインフルエンザの年齢の根拠等を教えてほしいと、ここで一度中段して資料がないという形で止めた部分についてお答えします。安平町子どものインフルエンザ予防接種助成金交付要綱、平成28年に設立されています。ここの中では根拠としては住民基本台帳法第5条に規定する住民基本台帳に記録されているものであってという部分で生後6か月から中学3年生に相当する年齢までのものとするという部分が根拠となりまして、先ほど町長が年齢について高校生までの検討に入るということでしたので、条例ではありませんので要綱です。で速やかに検討に入って年齢引き上げについて検討していきたいと考えています。以上です。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。ここでもう1件、先ほど鳥越議員の答弁に対して訂正の依頼がありますのでこれを許したいと思います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長

○教育次長（永桶憲義君） 先ほど育英基金の給付型の奨学金の説明で本年度非該当になった方が3名とお話させていただいたのですが2名でしたので訂正させていただきます。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） それでは続いて2件目の質問をお願いします。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） では2件目に移ります。2件目は地方創生を進める上で求められる準備についてお聞きします。安平町は地方創生を進めるためにSDGsと対応させながら第2次安平町総合計画後期基本計画を策定し、現在各重点プロジェクトの施策に基づき各事業が進められています。その進捗状況には勢いとともに人の流れが増えていると感じている町民も少なくありません。この状況はまさに地方創生の目指すところだと思います。この増えつつある多様な人の流れを止めないために整えなければならない体制もあるのではと考えます。そこで次の質問をさせていただきます。

1つ目、増えている多様な人材を受け入れていくことを考えた時に町内にはコワーキングスペースそれから住居、店舗が足りていないと思いますが、今年の予算委員会でも質問しましたが改めて今後の考えを伺います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 1つ目の質問に対してになりますが、3月議会の中でも同種のご質問をいただいたと認識していますが、現状としては議員がおっしゃられるように震災から4年が経過するタイミングや早来学園の建設などもあり人口の増加や安平町全体として起業創業の動きも見えるように出ており、本補正予算でも追加計上させていただいているところです。また、地方創生の流れの中で働く場所に囚われない地方以上の動きも地域活性化企業人の取り組みからも来月開催しますアグリ・スマートシティ構想の実践実験地域としてANA様とともに地域滞在型越境学習プログラムとして取り組みを進める予定となっています。現在町のこうした動きの中から議員のご質問のコワーキングスペース、住居、店舗が不足しているお話や需要、ニーズについてもお聞きすることも多くなってきているのは事実として捉えています。そうしたところから考えますと、安平町総合計画後期基本計画の中でも現状と課題の整理から取り組みを進めていく考えはありますが、今議会でも一部改訂をさせていただきました安平町行政改革プラン2022、今年度見直し予定の安平町公共施設等総合管理計画、安平町後期財政計画。一体化させて具体化は今後になりますが、取り組んでいく必要があると思っています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 先ほど梅森議員もラピダスの話をしていたと思うのですが、今後ますます必要になってくるのではないかなと思いますので検討のほどよろしくをお願いします。

それで次ですが、千歳市に半導体会社ラピダスの着工が決まったり様々な動きが始まっております。現在の熊本県を見ても半導体会社の、先ほど山口参事もおっしゃっていましたがTSMCですね、半導体会社の建設中の現段階においてでさえ既に土地の確保のために例えば市街化調整区域の見直しに取り掛かっている近隣自治体もあるとのこと。周辺自治体へはそういう土地の確保だったり建物の問題だったり人の流れだったり影響が明らかなのは熊本を見ていてわかると思うのですが、今後先ほどもすごい人数言っていました建設が進んでいく中で、安平町への波及や多様な人材の流れも予想されることを鑑みて魅力ある町の構築のために準備が人としての人的な準備が必要だと思います。その1つとしてパートナーシップ、ファミリーシップ制度の制定に向けての検討が必要ではないかと思っておりますが、その点についてはいかがですか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 2つ目のご質問に関しては先ほど梅森議員様からの一般質問でもご質問いただきましたが、ラピダス次世代半導体事業については多国籍、多様な人材がこの圏域でともに働き住み続けられるまちづくりが必要とされますので、多様性を認め合うダイバーシティアンドインクルージョンという考え方のもとで企業や働く人と連携していくところでの考え方としては必要な取り組みと認識していますが、議員のご質問のパートナーシップ、ファミリーシップ制度の制定については、もう少し踏み込みあるデリケートな部分もありますが、誰一人取り残さない社会、まちづくりの上で大事な視点でもありますので役場内部でももう少し議論が必要になると考えています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 今朝の新聞でも見た方がいらっしゃると思いますが、道新の方に例えば札幌市内での取り組みですね、フレンドリー企業を市が認定とか、それから道内の179市町村のうちの7市が制度の導入、胆振では苫小牧市だけが導入しています。これも新聞報道で前回、何日か前に出ている



と思うのですが、例えば美瑛町や旭川市と上川中部8町がいずれも来年の導入を進めているとしています。例えば人の流れが来なくてもこの部分については今の内からきちんと検討を重ねて人が増えてきた時に、求められた時に制度が利用できるという安心して住めるということの好きとか嫌いとか反対とか賛成とかそういうことではなくて、一人一人が色んな制度が活用できる安心できる町なんだということが示していけたらいいのではないかなど。まちづくり基本条例の中には前文に人権を尊重する町とあると思うのです。第4条にはまちづくりの基本理念と基本原則第5項子どもから高齢者まで全ての町民が安心して暮らせるとともに、とあります。国の対応は遅々として進まない状況の中で町内に住む方々が誰でも安心して当たり前前に制度を利用することができるように整備することが求められてくると思うのですがいかがですか。見解だけお願いします。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 只今ご説明がありましたとおり新聞記事等でも出ていました。道新の6月17日の朝刊記事によると旭川市と上川管内8町が同時期に導入予定だとの記事が報じられていました。また先ほど道内では7市とのご説明もあったのですが、とあるサイトによりますと8市となっていて、その部分で安平町、8市の中には苫小牧市が23年、去年の1月に宣言をしたということになっている部分をこちらでも押さえています。その中ではそのサイトは広域社団法人マリッジフォーオールジャパンというサイトの中で公表されていた数字でした。全国では328団体が既に導入済みだということです。市町村ベースこれを1766団体でいうと18.6%となるのですが、人口割合ベースに置き換えるとこれは既に7割に近い数字だということもそのサイトでは報じていました。この部分、あとLGBT理解増進法が6月16日にも国会の方で制定された動きがあります。この新法の成立や記事のありました上川管内自治体の動きは人権を尊重し多様な価値観や生き方を認め合い差別のない社会、また圏域全体で理解がある寛容な地域への実現への理解増進に向けた着実な一歩であるものの新法成立までの国会議論の過程では性的少数者への様々な誤解や偏見をなくすための丁寧な議論や取り組みが欠かせないとした課題も浮き彫りになっておりました。こうした情勢を踏まえつつ安平町におけるパートナーシップ制度の導入については今年度中に着手する第3次安平町男女共同参画基本条例の作成作業において本年1月にパートナーシップ制度を導入した苫小牧市の事例等を参考にしながら東胆振定住自立圏、こちら町長また政策推進課長からもラピダスの取り組みの中で連携が大事だという方向性が示されていたのですが、東胆振定住自立圏との連携導入も一つの選択肢ということも考えながら庁舎内

でまず検討を進めていきたいと考えています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） わかりました。進められるものは進めていった方がいいのかなと思いますので、その1つとしてこれを早く進めてよって話になると思うのですけど。

3番目の質問ですが、今定例会へ提出されている事務報告からもわかるように町内には現時点で16か国の方々が居住されています。誰にとっても住みやすい町とは暮らしに必要な情報を必要な時に得ることができる環境になっているかということが挙げられると思います。その1つとして資源ごみとごみの分別ガイドブックというのが皆さんのご家庭にもあると思うのですが、その多言語化は急務であると思われれます。以前から外国人労働者を抱える企業や事業所からは要望がすごく来ていました。それで喫緊の問題だと思っています。以前町長の方からもホームページの方に載っているのですと言ってQRコードで開いたのですがPDFとかそっちが出てきて、ガイドブックとまるで同じものしか見られないという問題がありまして、改めて冊子を作るのではなくてホームページの中で対応をしていけないかなということが今回の質問の軸になっています。よろしくをお願いします。

○議長（多田政拓君） 鳥越議員の今の質問の前に先の質問に訂正がありますので訂正をお願いします。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 先ほど答弁の中で本年度着手する第3次安平町男女共同参画基本計画のことを基本条例と言ってしまいました。基本計画の誤りですので訂正の上お詫び申し上げます。

○議長（多田政拓君） ご苦劳様です。では答弁の方をお願いします。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） 町ホームページに掲載されていますテキストファイルについては多言語対応となっていますが、資源物とごみの分別ガイドブックについては多言語化には対応していないデータファイルとなっていますので、現時点においてはスマートフォンのアプリを使用していたくなどの対応をお願いしまして、今後多言語対応を進めていきたいと思いま

す。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 安平町のホームページについては今税務住民課参事が答弁したとおり基本的には多言語化に対応していますが、テキスト以外のデータについては多言語に対応していない状態となっています。

ホームページ全体として見ますと、ごみの分別ガイドブック以外にもPDFをはじめとする多言語に変換できないデータが多く掲載されていまして、これらを全て多言語化に対応しているテキスト形式にするためにはホームページの抜本的な見直しが必要となってまいります。本議会の行政報告にもありましたとおり今後安平町DX推進計画を進めていく上で専門知識の豊富な事業者の支援をいただくため、先日地域のデジタル化に関する包括連携協定を締結しましたので、AIの活用など先進技術の情報を収集しながら今後の課題として進めて参りたいと考えています。以上です。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） このごみのガイドブックについて、本当に外国人の方が困っているみたいなので早急な対応を本当はお願いしたいなど。その方々にもアプリで変換してくださいということは私もお勧めしながら進めていきたいなと思っています。早めの検討をよろしくお願いします。

最後の質問に行きます。こちらは今後の議会でもまた質問していきたいと思しますので、本日の質問内容は確認という形で一括で質問させていただきます。3番目として用途廃止計画の公営住宅等の見通しについてという質問です。用途廃止とされている公営住宅によって長年地域の景観が損なわれ治安を心配する周辺住民も少なくありません。平成30年に改定、令和2年に一部更新された安平町公営住宅等長寿命化計画には用途廃止となる公営住宅等が示されています。そこで今後の考え方を伺います。

1. 用途廃止が計画されている追分地区北公営住宅の現在の管理状況を伺います。

2. 北公営住宅及び町内の用途廃止計画のある公営住宅において、現時点での居住世帯を伺います。

3. 用途廃止までの見通しとその後の考え方を伺います。

4. 公営住宅以外に用途廃止となっている施設数とその現状、管理状況、今後の見通しを伺います。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） ご質問4つを一度にとということなので、まず1つずつ答弁させていただきます。

まず1つ目についてですが、追分公営住宅の令和5年5月末現在の状況ですが管理棟数19棟、管理戸数66戸、現在入居可能戸数14戸のうち13戸が入居しており残りの52戸が政策空き家となっています。尚、52戸の政策空き家のうち1棟全てが政策空き家となっている棟数及び戸数は13棟44戸となっています。この政策空き家は築年数も古く耐用年数もかなり経過しているため、空き家となった際今後の入居募集を行わず政策空き家とし、用途廃止の上解体することを考えています。

次に2つ目の質問に対しての答弁をさせていただきます。まず追分北公営住宅は先ほど答弁させていただきましたので世帯数のみとさせていただきます。13世帯となっています。

次に安平東公営住宅ですが管理棟数13棟、管理戸数12戸、12戸全てが政策空き家となっています。あ、申し訳ありません管理棟数3棟です。

次に早来北進公営住宅は管理棟数5棟、管理戸数22戸、入居可能戸数17戸、17戸17世帯となり残り5棟は政策空き家となっています。

次に旧大町東公営住宅は管理棟数2棟、管理戸数4戸、入居戸数3戸、3世帯となり1戸は政策空き家となっています。

次に早来北町公営住宅は管理棟数17棟、管理戸数74戸、入居可能戸数28戸のうち27戸26世帯が入居しており、残りの46戸が政策空き家となっています。

最後に遠浅東公営住宅ですが管理棟数1棟、管理戸数4戸、入居戸数1戸1世帯となり3戸は政策空き家となっています。

次に3番目の答弁に入らせていただきます。現在の事業計画作成にかかる資料によりますと公営住宅の用途廃止による解体は遠浅東公営住宅1棟4戸を令和7年に、令和8年に追分北公営住宅3棟11戸、令和9年に追分北公営住宅4棟14戸、令和10年に安平東公営住宅1棟4戸となり建設年度が昭和30年代後半の建物を優先、尚且つ事業費の平準化を図りながら計画しています。

最後に4つ目の質問の回答をさせていただきます。公営住宅以外の施設については、現在施設グループで管理し用途廃止を計画している施設は15施設となっています。中には胆振東部地震により大きな被害を受けている施設もありますが最低限の防犯対策等を行い管理しています。

今後の見通しとしては、これも事業計画作成にかかる資料によりますが、令和6年に早来大町旧消防庁舎裏にある企業向け住宅4棟8戸、旧しらかば合宿所、早来大町普通財産住宅2棟4戸、令和7年に教員住宅3棟3戸、令

和 10 年に旧栄町保育園教員住宅 1 棟 2 戸、令和 11 年に旧本安平小学校及び校長住宅、令和 12 年に旧追分幼稚園となっており、今現在ではこの利活用が難しい施設となっています。用途廃止にかかる解体事業は公営住宅の解体事業と合わせて事業費の平準化を図りながら進めるよう計画しています。以上です。

〔鳥越議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 鳥越議員。
- 4 番（鳥越真由美君） 一つだけ確認させていただきたいのですが、追分北公営住宅の 13 世帯という世帯数なのですが、これはレンガ造りと一番古い方の公住と 2 種類あると思うのですが、古い方の公住の今の住んでいる居住数は何世帯でしょうか。

〔伊藤建設課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 建設課参事。
- 建設課参事（伊藤富美雄君） 古い方の公営住宅に住んでいるのは 6 世帯となっています。

〔鳥越議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 鳥越議員。
- 4 番（鳥越真由美君） 町内には今聞いたようにすごくこれから何かしていかなければいけない建物がいっぱいあるのだとわかりました。先ほど梅森議員の質問にも色々な建物を活用していく話も出ていましたので、そういうものも含めて地方創生にもこのただ壊すのではなくて、そういうことにも検討していただければと思いますので、それをお願いして私の質問を終わらせていただきます。

〔伊藤建設課参事挙手〕

- 建設課参事（伊藤富美雄君） 訂正をお願いします。
- 議長（多田政拓君） 建設課参事。
- 建設課参事（伊藤富美雄君） 申し訳ありません。先ほど古い公営住宅の方、6 と答弁したのですが 7 世帯の誤りでした。申し訳ございません。
- 議長（多田政拓君） 鳥越議員よろしいですか。
- 4 番（鳥越真由美君） はい。

- 議長（多田政拓君） 以上で4番鳥越真由美議員の一般質問を終わります。  
続きまして10番高山正人議員の一般質問を許します。

【通告No.5 10番 高山 正人】

〔高山議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 高山議員。  
○10番（高山正人君） 10番高山です。私の方からは指名停止についてという質問をさせていただきます。令和5年第3回臨時会で総括的な質疑で町内の業者さんが指名停止処分を受けている件で質問しましたが、中身の説明では確認できなかったことがありますので改めて質問させていただきます。

（1）指名停止処分になった案件の入札はいつ行われ、どんな入札内容であったか質問をします。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 政策推進課長。  
○政策推進課長（渡邊匡人君） 1つ目のご質問に対してになりますが、教育委員会の所管になりますが入札案件としてではなく随意契約案件として令和4年7月7日付け安平・遠浅公民館管理用端末購入で支出負担行為伺い兼決定通知書を起案しまして納入期限を9月30日とし2社見積もり合わせを徴収し契約金額を46万7500円、こちら税込みになりますが請負契約を締結したものです。契約内容については安平公民館、遠浅公民館に公用のパソコン端末を新規2台購入と合わせて購入したパソコンにウイルス対策ソフト、ウイルスバスターをインストールするという仕様のものであります。以上です。

〔高山議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 高山議員。  
○10番（高山正人君） これようやく中身が見えてきたという段階で、前回の臨時会では質問とはなかなか答えられないということでしたから、これはあくまでも一般質問の中での質問になろうかということで、その話の中で今承ったわけですが、中身としては一般競争入札ではなく随意契約であったという、それも2社見積もり合わせといった契約の中身であるということで理解はしました。要はパソコンの中にウイルスバスターという肝心なものが入っていないかということで理解してよろしいか確認させていただきます。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 只今の件については、政策推進課長からご答弁させていただいたとおりパソコンの購入それからソフトウェアの調達ということでご契約させていただきましたが、検定時においてハードウェアのパソコンの購入の部分についての検定のみとなりまして、ソフトウェアの方が動作確認まで至らなかったことによってその時点では入っていなかったということです。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） すみません、ちょっと前に進んでしまったかなというような感覚があって、もう一度次、2番目を先に行かせていただきます。

（2）処分になった原因について説明を伺います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 2つ目のご質問に対してになりますが、令和4年の4月30日に納品検定完了しています安平・遠浅公民館管理用端末、あ、申し訳ございません令和4年9月30日に納品検定完了をしている安平・遠浅公民館管理用端末購入において契約履行の一部に瑕疵、町の指定で定められておりましたウイルスバスターのインストールが漏れていたのが原因となります。安平町競争入札参加資格指名停止等措置要綱別表第1第2号、過失による粗雑工事に該当するとして指名停止措置としました。以上です。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） ということは令和4年9月30日、納入された時にこれが入っていないってことがすぐにわかったということではないのでしょうか。その辺についてインストールされていなかったという確認はどの時点でできたのでしょうか。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

- 教育委員会参事（佐々木英生君） 先ほど申しあげましたとおり 9月30日納品の時点ではこちらでも気付いておらず、明けまして1月に入りまして使用中に判明したものです。

〔高山議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 高山議員。  
○10番（高山正人君） 1月に判明したということは、納品検査は行政側としては、役所としてはやっていたということではないのでしょうか。この辺についてもう1件お聞きします。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育委員会参事。  
○教育委員会参事（佐々木英生君） 先ほど申しあげましたとおり 9月30日検定の時点でこのソフトウェアの動作確認等を失念しまして、こちらとしても抜けていたものです。

〔高山議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 高山議員。  
○10番（高山正人君） これ事件が起きたのだと思うのです。事件なんだと思います、1月に発覚したということは。それまでは気付いていないということですから。ということは被害がどれぐらい及んだかということとはちょっとわからないのでその辺についても伺います。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育委員会参事。  
○教育委員会参事（佐々木英生君） ソフトウェアがインストールされてなかったことを受けてこちらの方でパソコンの状況を確認させていただきまして、ウイルス等の感染はなかったと確認しています。

〔高山議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 高山議員。  
○10番（高山正人君） ということは、その時点で納入業者さんの方に確認はしていなかったということですか。原因はそれまで納入業者の方は全く知らずということになってしまうのかどうか。それについてお願いします。



[佐々木教育委員会参事挙手]

- 議長（多田政拓君） 教育委員会参事。
- 教育委員会参事（佐々木英生君） 納入業者におかれましてもソフトウェアをインストールしたのとして納品、検定を受けていましたので、その時点まで納入業者においても気付いていなかったこととなります。

[高山議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 高山議員。
- 10番（高山正人君） この原因がわかって当然指名停止をするまでの間に委員会等でこの処罰をどのようにするか会議は設けられたと思いますが、この指名停止にならないといけないという重大さを決めたのはどれなのでしょう。インストールしていなかったというだけのことで普通嚴重注意とか色々段階的な方法はあろうかと思うのですが、あえてこの指名停止をしたということについての結果説明をお願いします。

[渡邊政策推進課長挙手]

- 議長（多田政拓君） 政策推進課長。
- 政策推進課長（渡邊匡人君） 報告いただきまして当町にございます競争入札参加資格等選考委員会というのがあります。副町長をトップにして総務課長、建設課長、水道課長、政策推進課長で構成されています。  
今回の案件については町の要綱に基づきまして今回ソフトをインストールしていなかったという瑕疵に対して、それが修補、修正が可能かどうかで期間の差異があるのですが、1か月間修補が可能なもの、対応がすぐできるものと言いましょか、修補が可能なものは1か月、修補ができないものは5か月ではあるのですが、今回の案件については通常の1か月の加えて軽減措置を取らせていただきまして案件の内容にもよってはくると思うのですが、そういった内容について選考委員会の中で協議をさせていただきまして今回の措置としては2週間という判断をさせていただいたところです。以上です。

[高山議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 高山議員。
- 10番（高山正人君） 選考委員会がいつ行われていつ決定になったのかということ。それと指名停止の日時、期間はいつに設定されたのかについてご質問します。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 政策推進課長。
- 政策推進課長（渡邊匡人君） こちら町長から答申をいただきまして、協議させていただきまして、決定が2月10日に答申を出させていただきまして、指名停止期間については令和5年2月10日から令和5年2月23日までの2週間ということで決定させていただいたところです。以上です。

〔高山議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 高山議員。
- 10番（高山正人君） こういうものは、委員会等の決定については1月に起こった事案でありながら2月10日という、ましてや年度末に近づいているこの関係上こういったもののスピーディさが非常にわかりにくい、決定事項は悪く考えれば意図的にずれていないかの部分はあるかと思うのですが、その辺について伺います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 政策推進課長。
- 政策推進課長（渡邊匡人君） 本件こちらの該当する事実の発生した年月日ということで令和5年1月6日に事案が出てきたということでそこから調査になるのですが、パソコンの場合ウイルスの感染であったり、そういったところをまず調べていく作業から入りまして、こちら教育委員会の方で整理していただきましたものを最終的な報告をいただきまして、どういった停止措置をしていくかという議論をさせていただいた中で若干発生から実際の通知を出すまで期間が生じてしまったという約1か月ぐらいですが、その間パソコン内のウイルスの調査ですとかそういったものを含めた期間内であったということですので、それを要する時間として1か月ほど掛かってしまったという結果となっています。以上です。

〔高山議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 高山議員。
- 10番（高山正人君） ではお伺いします。この指名停止が為されている期間の間にこの手の納入といったような形態の事業が行政側からあったかなかったか。要は指名停止の間に他の入札行為があったかどうか。この業種に関連したような入札等があったかどうか伺います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 停止措置からの措置ではございませんのでちょっと今手持ちでその期間中の入札行為等々契約行為がどういうものがあったか全て押さえ切れていませんので、入札行為については政策推進課の方で所管ですが、その他付随するような契約関係については全て把握できていないものですから。後ほど案件についてご確認させていただきながら必要なご答弁は後ほど高山議員様の方にお返しできればと思っています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） なぜそのような話をしなくてはいけないかということは、私の方もこの案件については自分から調査をしてわかったということではありません。町民の方からお電話をいただいて、こんな案件があるんだけど君知っているのかと言われました。残念ながらそんな情報入っていないのでわかりませんと答えたのですが、じゃあどうやったらわかるんだと。少なくとも町民にわかる方法は何かあるのかということと言われた経緯がありまして、じゃあ質問等で私の方でさせていただきます。中身の把握についてはここから先議会にて確認をさせていただきますということを告げたものです。非常にこういったところ微妙なことで黙ってればわからないという案件であるかもしれません。しかしながら、どこかでこの案件がこんな話、噂があるぞという連絡をいただいて聞かざるを得ないというのも当然な話。また町民に知る権利があるということも認識しておかなくてはいけないと思うのですが、こういった事態で詳細な部分のデータを後でお話をするということではなくて、正直なところこれに関する情報は担当課でしっかりと把握して答えられるような物件を持っていただきたい。後で私に説明するのではなくて町民に説明をしなくてはいけないという、ちょっと正直なところそういったところも何とかしてほしいと考えますがいかがでしょう。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 一応ですね指名停止の期間中に指名参加ができないですとか、例えば物品であった取引ができないという期間を定めているものですから、事案が発生してからその間入札の案件があったかどうかというところで言いますと、これは公表する義務があるものについては250万円

以上のものについてはしっかり入札した内容については掲示板でありましてインターネットの方で公表させていただいていますので、公表の規定に沿ったものについては全て公表させていただいているところで、あと全ての契約事項まで政策推進課、契約側の方で把握できていないところでの先ほどのご答弁でありました。以上です。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 随意契約ですから、いちいち担当課のところでの各担当課でやっていただいたものが政策推進課の方に最終的に上がっていくのかなという感じでは受けているのですが。正直こういうようなデリケートな話は本来は質問はなかなかしにくい、自分もなかなかこういったところを追求するのはちょっと心の色んな葛藤はあるものですから。こういったことは次質問の中でしっかりと町長が答えていただけるものだと思いますので、次3番目に行かせていただきます。

町内業者は公表しない、守っていくという町長の答弁がありましたが、なぜか質問します。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 先に私の方からご答弁させていただきたいと思えます。現在の安平町競争入札参加資格指名停止等措置要綱においては、公に公表するインターネットや掲示板による掲示を行う規定となっておりません。ただ規定上、内部的な周知は行っています。また事案にもよりますが全ての事案を公表しないとしていることではなく、悪質な案件などについては理事者、所管課、政策推進課と協議において行政報告などにより行っています。指名停止措置については指名基準の運用上の一つの措置、行政機関の運用上の規定です。例えば建設業法に基づく営業停止等の監督処分は営業の権利そのものを制限する行政処分となります。こうしたことから行政処分ではない指名停止措置については一定期間入札等契約行為に指名、参加ができない、物品等の購入等も制限されるなどのものであり、事案によっては今後の注意喚起と再発防止に努めていただく注意的な要素、内部的な決定によるものであることから広く公にするようなこと、事案の全てを議会報告するものではないと判断しています。

また、小さな町だと指名停止措置が誤解を招き、あたかも行政罰と捉える住民の方や対外的な取引において不利に働くなど様々な要素を考慮しまして4月の臨時議会の中でもそのような趣旨のもとで担当、及川町長からご答弁

させていただいたところです。以上です。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 繰り返しになりますが以前臨時議会の中で町内業者については公表しない、守っていくとの趣旨の答弁をしたということでありますが、今全体の答弁をさせていただいたとおり当然行政処分に対するもの、当然公表しなければならないものは町内業者であっても公表していると。ただ今回の案件はこういった内容の随契であって、そういったことを私はわかっていたので後段のこういった指名停止措置というものがあたかも行政処分、行政罰のような受け取り方ということも、そういった影響があるという趣旨で答弁させていただきましたので。いずれにしましてもこういった案件についてはきちんとルールに基づいて処分が必要であれば選考委員会等で検討した中できちんと公表も含めて対応させていただいているということです。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 考えは前回お話を伺っていますので大体的な趣旨というのは私も町長の考え方はお聞きした経緯があります。ただ僕ら一般的な町民から考えると公平公正でなければならないということが行政にとっては一番大事な根幹ではないかなと思っています。こういう問題は守っていくという守り方にもそれぞれの感覚の考え方があろうかと思っています。当然指名入札でありますと地域で企業さんがいらっしゃったらできるだけ多く参入していただきたいとか企画の中に入れていきたいというような構成の仕方もできますし、当然随意契約であれば町内の業者の方にお願ひして入札せず相見積もりで納入をいただくというケースは多々あるわけですから。ただルールの中でルールが守れなくて指名停止2週間という処分をされたという経緯は消えるわけでは当然ないので。これはしっかりと説明する責任は行政側にあるのではないかと、わざわざ町民から言われた結果で私も質問しなければならないということではないような形にさせていただければありがたいと私は思いますがいかがですか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 今高山議員がおっしゃられたことは基本的には考え方

は一緒です。努力義務ということで今公表の状況についてはこの胆振管内の状況を見ても公表している団体が3自治体、公表していないのが8自治体ということでまだ公表していないところの方が多いう状況もありますので、ここら辺ただきちんと伝えなければならないものについてはホームページにただ載せれば公表したということではなく議会の場で行政報告であったり、そういうこともさせていただいていますので、そこら辺については今の段階では規則的に機械的に公表するとはしていませんし、今近々にしなければならない状況ではないなと思いますが、そこが先ほど指摘のような全て公表する方が公平公正の観点から良いんだってところが多数と言ったらあれですけども、今の段階ではその状況はまだないのかなと。そういった事案でも今回もなかったのかなと。あとはその時々判断でさせていただき、今の段階ではさせていただければなと思っていますが、これが絶対公表しなければならないみたいなようなルールになれば当然それはしていくべきものだと思いますが、これも答弁繰り返しになります。今の状況でいけば近隣の状況を確認したところ過半数を超えていないという状況もあって今の段階では考えて来なかったということです。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 町長がおっしゃるとおり各町村の懲罰みたいのところ、入札の資格要綱を見ましたら大体同じような資料等で構成されていて、当然公表する規定としては無いということがほとんどであって、改正するかしないかは本当に行政のトップである町長がお考えになったところで、これはそろそろ公表しないとしないといった時点での施策の変更になるのかとは普通に思います。

ただ、どこかで情報というのはどこかで漏れてしまって、嫌な情報って特に流れてしまうという。だから逆に押さえれば押さえるほどどこから漏れた時に反動が大き過ぎるといふくらいはどこかにはないかなというところを僕を危惧して。これは自分たちが守り切れるお話の中であれば問題はなかったのかもしれませんが、町民の方からご指摘をいただいてこの質問をしなければならないという私の苦しい思いもありますので。できればこのような案件、事案がなければなにもこんなことは考える必要性はないし、当然普通の契約を結んで当たり前ものを納品していただければ事故は起こらないで済んだということにはなりますが、事故が起こらないとか何かが起こらないということは当然ないので規則的には必要があって作ってその中で対応したということになりますけれども、現実的にはもうちょっと厳しい措置も必要かなと。町内の業者を守っていかなければいけないという行政のこれも当たり前の話なのですがこの2つの整合性はなかなか難しくて日々

大変な思いをしているかと思いますが、ぜひとも健全な行政の運営のためには何かあった時にはできる限り報告をしていただきたいのが私の願いです。それに応えていただけるかどうかについては町長の持っている意思決定にあるかと思いますが、その辺については理解しているつもりではありますので、その辺で私の質問は終わらせていただきます。

○議長（多田政拓君） 以上で10番高山正人議員の一般質問を終わります。

---

◎ 延会宣告

○議長（多田政拓君） お諮りします。本日の会議はこの程度に留め、これで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会します。尚、明日は午前10時に再開しますので参集願います。本日はご苦勞様でした。

延会 午後4時11分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

---

署名議員

---

署名議員

---